

56

27

Ⓜ

女醫 緒方正清 閔
福井繁 著

妊婦の葦田薇園全

助産婦會藏版

姪婦
薇園

篆書印章

篆書印章

乃筆

篆書印章

丁酉八月
眉
石埭居士

石埭



恩師方清先生

妊婦の薔薇園に寄す

抑も婦女は社會の淵源にして而して少年は國家の基礎なり、然らば即ち婦女衛生の重んずべき小兒保育の忽にすべからざる亦言ふを須るんや。歐州の強邦文化日に進み大に此に見る所ありて以來、上下貴賤の別なく婦女の生を衛り兒を育つる自然の理に遵ひ勉めて其健康を保たんことを期せり、其今日富強の基を闢きたるの所以蓋し此に存す。

翻て我邦の状態を窺ふに、婦女の健康小兒の強弱は元より、尙は一步を進めては國人健康の度、其一二の特例を除きては遠く我の彼に及ばざるものあり。省れば我邦文化僅に三十年、未だ凡百の事物擧げて彼の強邦に比すべきに非すと雖ども、我明治の昭代開明の風潮日に月に愈々隆盛に趣き、特に醫學は他に冠絶せる進歩をなしたるの今日、尙は婦女衛生の法小兒

保育の道に至りては往昔醫學が未だ遼漠の裡にありし時代と甚だしき徑庭なく、斯道の普及に意を致すもの寥々として晨星も畜ならざるの觀あり豈に慨嘆せざるを得んや。此の如くにして能く征清戰捷の後列國環視の内に立て邦家の面目を一新し、將に雄を世界に震ふべき新日本の新少年を造爲し得べきか、憂國の士之れか爲に一掬の涙なからん哉。

少年の強健なるは以て邦家を泰山の安きに保つべく、少年の孱弱なるは以て邦家を危ふするに足る、此が保育の任に當る者其責亦大なりと云ふべし。今世の徒之れを忽にする者、畢竟其誘導の法備らざるに因らずんばあらず。殊に斯道の階梯たる普通及び學術上の書籍に至りては、其卑近なる者を除けば醫家の手に成れるもの僅々二三を出でず、會々見るべきもの近く醫學士三島通良氏は、のつとめの著あり、由來邦人の注

意を喚起せしこと尠少に非るべし。然りと雖ども舊來の著概ね卑近に失するに非れば即ち高尚に過ぐるの嫌あり、甚だしきに至りては往々誤謬を傳へ害を後世に貽すが如きものなきにしも非ず、未だ以て吾人の意を満たすに足るべきものなし。此時に當り完全なる良著の出でんことの最も急要の擧たる天下亦一の異辭あらん哉。

同僚福井女史此に慮る所あり、恩師緒方氏の指導を受け、一書を編述し題して妊婦の蓄微園と稱す。昔者オイハリウス、リエスリン氏卓越の識を以て助産婦の蓄微園を著はす、今を距る實に三百年の以前にあり、當時眞暗の裏に埋没せし助産婦界は、茲に一道の炬光を放ちて進歩の基を開き、現時斯學の隆盛は偏に此に胚胎せりと、故を以て後世其偉業を瞻仰せざるなし、今者妊婦の蓄微園福井女史の手によりて成る、其名既に彼

に法る、其實の存する所亦推して知るべきのみ。
 卷首挿むに緒方氏の肖像を以てす、蓋し著者が師に對する敬意を表したるの用意に出づ。而して此書實際の價値に至りては、之れが校閲の勞を取りたる緒方氏と、之れが編述の任に當れる福井氏の性行を記するの優れるに如かず。以て其書價値の一般を窺ふに足るべく、亦以て師か肖像を掲げたる著者の意に因むの所以なり。

我恩師ドクトル緒方正清君、今や婦人科の大家として蹶然本邦醫界に於ける牛耳を握る、其由て然る所以の者なくんばあらす。君資性穎悟、勇往敢爲の氣慨あり、亦勤勉にして規律を破りしことなく、其患者に接するや恩威並び備り、其術を施すや運手巧妙人をして驚嘆せしむるものありと雖ども、其司命の重責は翼々として頃刻だも君が腦裏を離れざる所、君が醫海

に驥足を延べたる所以の者蓋し此に存す。

君其卓絶せる智識を以て夙に一身を女科の研究に委ね、以て世を益せんことを期す。君嘗て醫科大學に在り、其業を卒へて後婦人科學の專攻に志し、遠く歐州に遊び、各地の大學を偏歴し、親しく當代の大家に就て斯道の濫輿を脩め、又彼邦に在りて日本産科史を著述し、本邦斯學の進歩を彼邦の人に知らしめ、以て大に喝采を博せり。既にして歸朝の後緒方病院に入り婦人科長の職を擔任し、亦産科院を設け、以て婦女の保護に努む、治蹟甚だ多く聲譽噴々として擧がる。是れ只君が精神と手腕とに由て得たる反影のみ。君又日も是れ足らざる多忙の身を以て、螢光の夕暉雪の晨暇を偷みて著譯の事に従ひ、以て我醫界の進歩を利せんことを圖り、其公にせられたるもの一にして足らず。就中見るべきもの婦人科手術學、産科學、婦人科診

斷學、産科圖解等となす、共に廣く世に行はるゝ所なり。
 君其専門たる女科に關係ある助産術の、我邦に於て未だ甚だ
 幼稚なるを慨し大に慮る所あり。切に其陋習と惡弊とを矯正
 せざるべからざることを主張し、歸來直ちに助産婦教育所を
 設立して舊來助産婦の淘汰を期し、今や其薰陶を受けたる純
 良なる助産婦は其數百に垂んとし、亦同志を叫合し助産婦學
 會を組織し、助産の業を發行し、余及び福井氏等亦共に事に與
 かり以て之が改良の機關となせり。今や此に因て漸く助産婦
 社會自然淘汰の機を潮せるが如き、斯學に於ける功蹟の著る
 しきものとす。其助産婦なるの稱呼は、舊來慣用せる産婆なる
 稱呼の名實相背けるの故を以て改稱の必要を認め、明治廿五
 年創めて其稱を撰びたる所なり。
 女醫福井繁子は余と同トく我恩師が助手たり、君天賦學を好

み、其普通の教程を履みて稍々長ずるに及んでや、今世婦女の
 無爲を慨し奮然感ずる所あり、醫を以て生を畢らんことを冀
 ひ、東都に遊び刻苦數年業成りて後産科婦人科の研究に志し、
 師の門に入りて斯學を專修する茲に年あり、勵精の功空しか
 らず學業大に進む。君資性温良にして淑徳を尙び、動もすれば
 却て謙讓に過ぐるの趣あり、而かも女醫たるの品格自ら備は
 る。君我恩師の「クリニック」にあるや師が説を聞き、亦た親しく
 婦人科疾病の因て起る所以を悟り、亦産兒拘養の方法完から
 ざるを見、常に我邦母兒の不幸を嘆じたりき。宜なり今此著あ
 る亦偶然にあらず。

其性行既に斯の如し、姪婦の薔薇園たる播種其人を得、土壤其
 所を得更に時を得て而して茲に芽を發きたるものと云ふべ
 し。其將來艷麗なる美花を開き、馥郁たる芳香を放つの時期は、

一に掬養の功如何に歸す。悲むらくは本邦女子教育未だ普からず、婦女にして而して妊娠の何たる將又育兒の忽にすべからざるを知らざるもの慙からず、其弊や婦女重大の務たる妊娠分娩産褥に際し、事を無學なる舊産婆の徒に托し不測の禍を招くもの亦少しとせず、邦家の不幸之れより大なるはなし。今此書一たび出で、彼等幾多の婦女をして普く斯道の忽にすべからざるを知らしめば、庶幾くは此等の憂ふべき弊風を一洗するに至らん乎。

終に臨み更に冀ふ所は、啻に妊婦衛生の必要なるを世に知らしむるに止まらしめず、女史をして他日婦人の薔薇園の著わらしめ、本書と相俟て而して其完全なるを期するの日あらんことを。

余や此書の閱者を師とし、著者を友とし、常に其意の嚮ふ所を均ふし、窈に斯道の奮はざるを嘆ト、久しく其所感を共にしたりき。而して今や此書成る、余が喜び何ぞ之れに如かん。即ち宿昔の所思と將來の希望とを記し、一言を本書に寄すること爾り。

緒方病院婦人科クリニックに於て

明治三十一年一月

蘇川學人 二川 銳 男 誌

緒言

本書を編するの要旨たる、蘇川學人の寄文に説
述せられたるが如く、又他意の存するか、但其
過賞の如きは元より敢て當らざる所あり、妾の
恩師緒方正清先生に事ふるや、己に久しく、日常
接する處の患婦、大半其病源を妊娠及ひ産褥の
不攝生、若くは分娩時の障害に發せざるはなく、
特に因襲の久しき、貴重の身を無智無識の産婆
に托して、終生癒ゆべからざる禍を醸すもの多
く、其弊風の矯正を望むや一朝の事に非らず、と

れば之れ等の婦人に接するや、毎に衛生の何者
たるを諭すこと切なりと雖ども、尙ほ意の到ら
ざらんことを恐る、恩師夙に此に慮る所あり、妾
に諭すに本書の著述を以てせられ、之れが爲め
に指導を賜はること最も篤く、要するに本書載
する處主に恩師に就て見聞する處を蒐集し、併
せて諸家の説を参照して編述せし者に他あら
ず、然りと雖ども、妾や學淺く才足らず、素より此
著をかすの器に非らず、加ふるに執務の餘暇、惶
惶筆を趨す意の到らざる所亦尠からざるべし、

願ふらくは世の識者、幸に示教の勞を惜まるゝ
かくんば、此書の足らざるを補ひ、以て他日版を
重ねるの日、其面目を新に、以て其の完きを期
すべし、此書たる編述の意、此の如くと雖ども、元
より欧州助産婦界の指南車たりし、助産婦薔薇
園の万分一にたも及ばざるべし、されど亦之れ
によりて従來の弊を矯め、世の妊婦をして其務
を全ふし、強壯ある小兒を得せしめば、聊か邦家
を裨益するの一端たるを得ん乎、著者の本懐之
れに過ぎず、亦以て一は恩師示導の深恩に報ひ、

一は學人の希望を空ふせざることを得ん、

四

浪華の寓居に於て

明治戊戌の元旦

福井繁謹識

妊婦の薔薇園目次

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 第一編 | 妊娠 | 一 |
| 第一章 | 妊娠時の状態 | 一 |
| | 惡疽 | 三 |
| | 妊娠各月の有様 | 六 |
| | 下肢の浮腫 | 七 |
| | 妊娠の徴候 | 九 |
| 第二章 | 妊娠時の養生法 | 一一 |
| 第一 | 妊娠中は平素習慣せる職業に服す | 一一 |

- 第二 妊娠中は過劇の運動は悪く………一二
 - 第三 妊娠中は交接を禁すべき事………一三
 - 第四 妊娠中は充分の睡眠を取るべく……一四
 - 第五 妊娠中は劇く精神を使用す可らず一五
 - 第六 妊娠中は劇くき力業を禁すべく……一七
 - 第七 妊娠中は毎日適度の運動をなすべく一七
 - 第八 妊娠中は務て害ある樂を避くべく一九
 - 第九 妊娠中は空気の交換に注意すべく二〇
 - 第十 妊娠中は極て身体を清潔に保べく二一
- 一 全身清潔法………二二

二 陰部清潔法………二三

- 第十 妊娠中坐浴あすべき場合………二六
- 第十一 妊娠中の衣服は清潔ある者を撰ぶ………二七
- 第十二 妊娠中は宜しく腹帯を施すべく二九
- 第十三 妊娠中は乳房を清潔に保つべく三一
- 第十四 妊娠中は飲食物に注意すべく……三二
- 第十五 妊娠中は便通を佳良ならくむべく三六
- 第十六 妊娠中は往々尿排泄に異常を起す者なり………三七
- 第十七 妊娠中は往々痔核及ひ下肢の浮腫………三七

腫を來す……………三八

第十八 妊娠中に屢々發する疾病……………四〇

其一 妊婦の嘔吐……………四一

其二 妊婦の頭痛并に齒痛……………四二

第十九 妊婦疾病に犯さるゝときは必ず醫治を乞ふべし……………四四

第二編 分娩……………四五

第一章 分娩時の状態……………四五

第二章 分娩時の養生法……………五一

第一 分娩室は豫め撰び置くべし……………五二

第二 分娩の際には特別の寢床を造るべし……………五三

第三 産婦の身体は極めて清潔に保つべし……………五六

第四 乳房は必ず清潔に保つべし……………五九

第五 分娩時の飲食物は務めて之を撰むべし……………五九

第六 分娩前には必ず大小便を排泄すべし……………六一

第七 分娩時に當り産婦の心得べき事柄……………六五

第八 坐位と臥位との優劣……………六八

第九 分娩時に於て醫師を招くべき場合……………七三

初生児は注意して之を取扱ふべし……………七五

第十 後産分娩時に於ける注意……………八三

第三章 流産并に早産の状態……………八七

第一 流産を起すべき原因……………八八

第二 流産の恐るべき事……………八九

第三 流産の癖ある人は必ず之が治療を受くべし……………九〇

第三編 産褥……………九一

第一章 産褥時の状態……………九一

第二章 産褥中の養生法……………九七

第一 産褥一週間は毎日必ず検温すべし……………九七

第二 産褥中衣服は清潔にして時々更換……………九七

すべし……………九九

第三 産褥中陰部は極めて清潔に保つべし……………百〇二

第四 分娩後は必ず腹帯を施さざる可らず……………百〇五

第五 産褥中は神身共に極めて安静に保つべし……………一〇六

第六 産褥中は常に注意して大小便を排泄すべし……………一〇六

第七 産褥中食物は消化し易く滋養に富む者を與ふべし……………一〇八

第四編 嬰兒

第一章 初生兒の狀態……………一〇九

第二章 初生兒營養法……………一一一

第一 初生兒は毎日入浴せしむべし……………一一一

第二 初生兒の衣服は注意して之を作……………一一一

らざる可らず……………一一三

第三章 初生兒の看護は充分あるべし……………一一五

第三章 小兒を營養するに生母の乳汁を……………

以する法……………一一七

第一 小兒に乳を飲ましむるの法……………一二〇

第二 哺乳を禁すべき場合……………一二二

其一 乳母の撰ひ方……………一二三

其二 牛乳并に「コンデンスミルク」を以……………一二五

て小兒を養育するの法……………一二五

一 牛乳……………一二六

二 「コンデンスミルク」……………一二八

妊婦の薔薇園目次終

妊婦の薔薇園

緒方病院婦人科
長兼産科院長

ドクトル

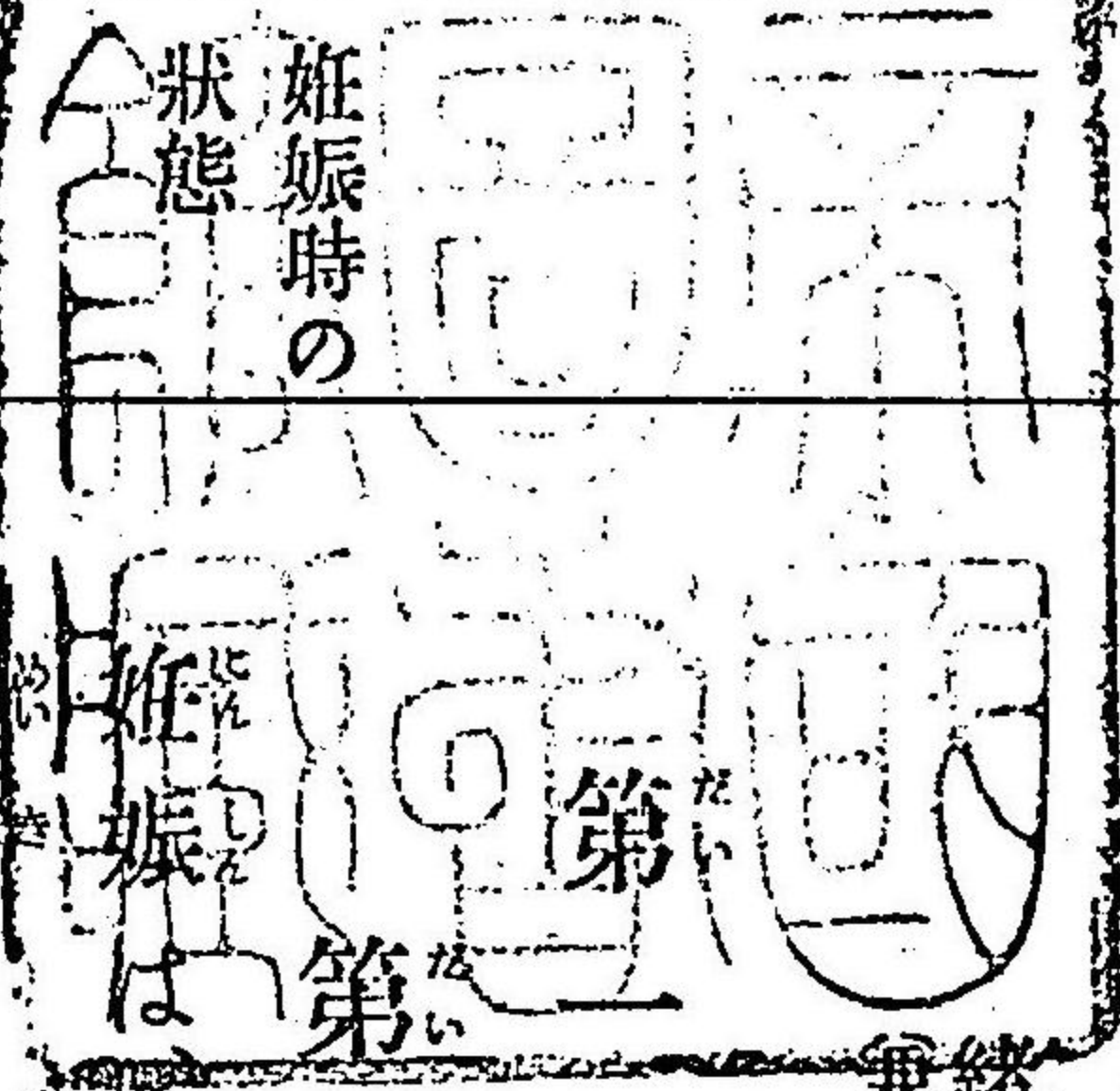
緒方正清 閱

緒方病院婦人科助手
兼助産婦教育所講師

女 醫 福 井 繁 著

編 妊 娠

第一章 妊娠時の状態



妊娠時の状態
妊娠はあらゆる婦人の務めとして、上は雲上
の名媛より、下は宮巷の賤婦に至るまで、人の妻
たらん身には、必ず免るべからざる自然の務め
にして、古の教へ草にも、子なきは去るとて、婦人

妊娠 妊娠時の状態

の身には、此の上もなき大切なることあり、されば婦人としては、常に其が心得なかるべからず、孕みなき婦人は醫師の治療を受け、孕める婦人は其が教へを守り、安産を營み、其身と子孫との健康長壽を保たんとことを忘るべからず、妾が此篇の著述も亦此意に他からず、抑も妊娠とは、胎兒を孕りて月經の閉止せし日より、二百八十日を経過して陣痛を催す迄の間を云ふ此の間月を追ひ日を重ねて胎兒の漸々發育すると共に、母親の身体にも亦著しき變化を起すものにして、些細の事にも容易に疾病に

亞痘

罹り、時には大切なる場合に立ち至り、爲めに胎兒を失ひ不幸ある場合には親子共々死に至ることあり、能く々々謹身を心懸くべき者なり、先づ妊娠の初期に於ては、惡痘と名けて腸胃并に神經等に變常を起し、頭痛、齒痛、惡心、嘔吐を發し、都ての食物を見るか、或は他人の食するを傍觀するさへも、最早嘔氣を催し、佳香を思みて平素嗜まぬ飲食物、殊に酸味のもの例之は、酢を用ひて料理したる食物、梅、榴、其他都て未熟の果物を好み、多くは早朝に多量の水様液を吐出

妊娠 妊娠時の状態

四

時に逆上頭痛を發し、顔色蒼白にして光澤
 悪く加之ならず、一種の凄味を帯び、精神憂鬱
 にして樂まず、且つ時に變調を起して輕易の事
 にも怒り易く又笑ひ易く、其他種々の徴候を
 發するに、より妊娠に慣れざる者によりては、往
 々他の病氣と思ひ誤るものなり、
 之れ等惡疽の惱みは、通例妊娠第一ヶ月の末、
 或は一ヶ月の半ば頃より起る者にして、各人に
 より其輕重及び長短一ならず、輕きときは二週
 或は三週にして、全く消失し、或は又初めより全
 く惡疽の氣味なく、平素より却て身体の壯健と

なる人あり、然れども又非常に劇症の者に於て
 は、數十日間絶て食物を取らざるに係らず、絶へ
 ず嘔吐を催して、極度の衰弱に陥り、時に血液を
 吐出し、遂には生命を失ふに至る場合往々に
 て之れあり、

此の如きときは速に醫師の診察を乞ひ、服藥
 せしめざれば不治の症に陥ることあり、
 飲食物は其望みに従ひ、少量宛幾回にも之れ
 を與へ、惡心嘔吐甚しきときは小なる氷片を口
 内に含ましめ、可及的身体を安靜に保たしむる
 を良くとす、

妊娠 妊娠時の状態

五

妊娠 妊娠時の状態

妊娠の第四五ヶ月に至れば、子宮は漸々増大して、臍の下五六分の處迄來り、五ヶ月以上に至れば、一層大きさを増して、近傍の臟腑を壓し、其官能を妨げ、屢々尿意を催し、大便秘結し、時として母体の血液調和に變化を起すことあり、之れ胎兒に血中の成形質を輸送するに依る者にして、爲めに充分の睡眠を取ること能はず、夢埋に驚愕し、易く且つ逆上、頭痛、心悸、亢進等の症を起す者なり、然れども別に障害なく、日を経るに従ひ、漸々消失す。

此の際は適宜の運動を試み、坐浴を施し、腹部

妊娠 妊娠時の状態

を温包し、頭部並に左胸側乳房の内側に、して動悸の觸るゝ部分に、冷水に浸し、軽く絞りたる手拭、又は氷嚢を貼し、便秘する者には、毎朝空腹時に一杯の冷水を與ふるか、或は適當の果實等を與ふべし、其重症ある者に於ては、速かに醫師の診察を受くべし、

妊娠して已に六七ヶ月後に至れば、多く下肢の浮腫、并に靜脈癰を發する者あり、其輕度なる者に於ては、可及的長時間の坐り仕事をあし、又立仕事をあすべからず、之れ等は、都て惡しきものなり、殊に夜間は、足脚の下に蒲

團等を折り重ねて造りたる枕子を置き、足先を高位に保つべし、

若く此の如き際に當り、尿排泄の數並に其量を減じ、浮腫漸々強度とあり或は他の身体部分に迄蔓延するときは、必ず急速に醫師の診察を受け服薬すべし、若く怠るときは、後來子癩ある疾病に罹り、危険に陥ることあるによる、

次に漸々子宮増大し第九ヶ月に至れば、全く腹腔内を充たし呼吸の最も困難ある時にして、多量の食物を取るときは、困難症一層増劇す、故に成べく消化し易く、且つ滋養に富みたるものに

を少量宛食するを良とす、
已に妊娠十ヶ月に至れば、腹部は前方に突出し、上腹に空所を生じ、従て呼吸は前月に比し大に容易とあるものあり、
又他の疾病を妊娠と誤るの場合往々にして之れあり、然れども平素月經整然として潮來し一回も除外せし事なき婦人に於て、二三月も或は其以上も潮來することなく、又は其日子短縮出血量減じて僅かに其がくるを呈するが如き場合にして、下腹膨滿腰部壓重等の感あり、
帯下の増加に兼て乳房腫大乳頭漸々黒色とあり、

り、之れを絞るに薄き水様の乳汁を分泌すると
 きは先づ其受胎せしこと明なり、若し疑はしき
 場合には急速に醫師の診察を乞ふべし、
 然れども此の際には尙ほ妊娠の有無を確定す
 ること能はざるものにして、四ヶ月の末又は五
 ヶ月の初めに至り、胎動を感じ或は之れを觸れ
 又は圓く且つ硬くして頭の如き或は手足の如
 き部分を觸知し、胎児の心臓音を聽き得るとき
 は確實に妊娠と定め得べきものなり、
 右の如く妊娠は疾病に非らざる一種不可思
 義の有様にあるものにして、容易に種々の疾病

妊娠中は
 常に慣れ
 たる仕事
 をなすべ
 し

に懼り易きが故に、殊更充分の注意をなすべし、
 若し怠るときは、大害を致し、不幸にして母兒兩
 体の生命を危険からむることあり、故に以下
 章を追ふて其攝生法を述べべし、

第二章 妊娠時の養生法

第一、妊娠中は平素習慣せる職業に服すべし、
 平素より自己の體質に過ぎたる労働をなす
 か、又は飽食暖衣安樂に過ぐる者は、何れも大害
 あり、殊に妊娠中は其害一層甚しきを以て、宜し
 く醫師の検診を乞ひ、自己の身体に適當したる
 運動をなすべきこと勿論なり、然れども常に適

妊娠、妊娠中は常に習慣せる職業に服すべし

十二

當の生活を營める妊婦に在りては、其儘に從來
習慣せる生活法を守らむるを可とす。俄かに
職業を變更する等は、其が爲めに却て種々の障
害を起して一も利益あきものあり、

妊娠中最も健康に適したる生活は、種々に精
神を使用し強く心配し又は悲む等の事ある中
等に身体を動かさず充分睡眠して時々樂を取る
は誠に佳良なりとす、

之れに反し必ず避くべきは劇しきに過ぐる
の運動あり、例之は不相應の遠道をあし重き物
などを負ひ又は提げ險しき路或は峻しき坂を昇

妊娠中最も
も適當な
る生活法

妊娠中過
劇の運動
は悪し

妊娠中は
交接を謹
むべし

り、鐵道旅行を企て、頻回階子を昇降し、過度に飲
酒し、或は舞など奏で多人數の集會場に行く如
きは最も謹むべき事あり、

第二、妊娠中は交接を禁すべき事、

其他前記の事柄と共に妊娠六ヶ月以上に於
て常に慎むべきは、夫婦の同衾ありとす。歐洲に
於ては六ヶ月後は夫婦互に別居するの習慣あり、
誠とに良き習ふあり、然るに我邦に於ては少
くも此の点に注意することなく八九ヶ月の頃
までも依然同衾する者多く我れ人共に毫も恥
辱とあさず、此の如き事は實に人間として禽獸

妊娠 妊娠中は交接を禁すべき事

十三

妊娠 妊娠中は充分の睡眠を取るべし

十四

妊娠睡眠
の不足は
害あり

にも劣る者にして速かに改めざれば害あり之れ此の際に於ける交接は間々産前産後の出血を来し又は流産早産の媒介をなす即ち此の時胎児は羊膜と名くる囊の内にて在りて羊水中に浮遊し種々の運動を營むにより諸多の事柄により容易く其位置を更へ平産を志て難産に陥らむるの恐れあり之れを事なきに防ぐには夫婦の同衾を禁ずるは元より其一策ありとす

第三。妊娠中は充分の睡眠を取るべし、妊娠中殊に五ヶ月以後に於て夜を深く又は眠りの不足あるは極めて悪し之れ睡眠不足ある

妊娠中は
強き心配
をなすべ
からず

るときは頭痛、眩暈、食慾不振、精神憂鬱等を起すが故に夜深けに至る迄精神を使ふべき事柄殊に針仕事又は病者の看護をなす等は甚だ害あり又屢々遊び場所例之は芝居、寄席等の如き多人数集會するの間に交り及び雑踏せる神社佛閣若しくは市街に遊び自己の樂みを計るが如きは固より其害甚だし、

第四。妊娠中は劇しく精神を使用す可らず、妊娠中は婦人の氣持は常に快活よくして安靜を保つべき者あり然るに強く憤り、悲み、又は甚しく恐れ、驚き、或は非常に嫌ひ、惡み、又は嫉妬の

妊娠 妊娠中は劇しく精神を使用すべからず

十五

妊娠 妊娠中は劇しく精神を使用すべからず

如き都て精神をいたむる事は大害ある者あり、殊に初妊娠にして彼是其分娩を氣使ふ者には、務めて俗間の所謂案じるより産むが易いと云ふ事を説き聞かせ、夢にも他人の難産の話おどは之れをおすことかく可成之れを慰むべし、これ妊婦は些細の感動を起すも、其神経血脈を連絡する所の胎児に障害を及ぼすが故あり、昔より妊娠中火事を見るときは、胎児の身体に赤色の母斑を生ずると云ひ傳ふるも、全く其感動を及ぼすが故のみ、従て新聞小説芝居おどの残忍悲惨ある者を目撃し、又は耳にするは務

妊娠中は劇しき力業を禁すべし

妊娠中は毎日適度の運動をなすべし

めて之れを避くる様あすべし、往々世間には之れ等強き感動の爲め、流産、早産、又は出血等を發起せし例あり、

第五 妊娠中は劇しき力業を禁すべし、力量を使ふべき仕事、例之は重き物を運び、或は提げ擧ぐる等は、平日に習慣せる事ありども、頗る注意して加減せざるべからず、然れども、余り身体を大切に、過ぐるは害あり、

第六 妊娠中は毎日適度の運動をなすべし、妊婦は、毎日適度の運動をなすは大に可なり、

妊娠 妊娠中は劇しき力業を禁すべし

妊娠 妊娠中は毎日適度の運動をなすべし

殊に夏期おれば、早朝或は夕方、冬期なれば日中
温暖ある時を撰び、草木あぞ繁茂せる所の庭前
又は公園なぞの新鮮の空氣中に、運動を試むる
は誠に佳良ある事とす、然はあれども、世間多く
の妊婦は其容姿の平日と異なるを塊ち、且つは
身体働作の不如意あるとにより、往々一室に閉
居し、毫も運動等をなさざる者あれども、誠に故
かき事にして務めて運動に意を注がざる可ら
ず、又日々の業務は、其精神を使用すること、身
体を勞する事との別ちかく、共に之れに服すべ
し、之れ能く氣分を爽快ならしめ、物事に心配し、

妊娠中は
務めて害
ある樂み
を避べし

鬱々として常に悲みに沈む等を慰め得るもの
あり、

第八 妊娠中は務めて害ある樂みを避くべし、

妊娠中は善惡に關らず、都て樂みをむさぼる
は惡し、殊に日暮後より、芝居寄席、音樂會等、都て
多人數集合し、空氣流通の惡しく、良らざる氣の
こもれる席處に臨み、自己の樂みを専らにする
は惡し、

又一の職業なく日として温暖なる臥床上に
横はり、美食にあくが如きは、最も大なる害を蒙
むるものとす、即ちかくてあらんには腸の働さ

妊娠 妊娠中は務めて害ある樂みを避くべし

妊娠中は
空氣の交
換に注意
すべし

妊娠 妊娠中は空氣の交換に注意すべし

二十

を弱め、一層頑固の便秘を發し、睡眠充分あること能はず、其が爲め常に精神不快憂鬱に沈む等の症狀を發せしむるものにして、屢々不良なる習はせを後とく、の妊娠に遺すものなり、

第九 妊娠中は空氣の交換に注意すべし、
妊娠中新鮮なる空氣中に呼吸するは、大に要用あるものなり、之れ妊婦は自己一人のみならず、胎兒を養ふために、酸素と唱ふる空氣中の成分を要するが故に、平日に比し、一層多量の新鮮空氣を吸入せざるべからず、其が故に婦人の居室并に寢間は、毎朝必ず障子を細う目にあ

妊娠中は
極めて身
体を清潔
に保つべ
し

妊娠 妊娠中は極めて身体を清潔に保つべし

二十一

け、新しき空氣を流通せしめ、且つ適度に温むべし、然れども夏期は兎に角、冬期に於て全く戸障子を開放し、寒冷なる空氣の直接に妊婦の身体に觸るゝは、良からず、かして空氣の不潔となりしときは、勿論、惡臭の満ちたる室并に雑踏せる處例之は、芝居、寄席等には、決して長時間止まる可らず、即ち之れ等の室に長く止まるときは、常人には別に障害なき程度にても、妊婦には早く感じ易く、忽ち心悸亢進、氣力の疲勞、眩暈、嘔氣等を起すものなり、

第九 妊娠中は極めて身体を清潔に保つべし、

法 全身清潔

妊娠 全身清潔法

二十二

一、全身清潔法 入浴は極めて良きを以て常に之れを行ふべし、殊に妊娠の末期に於ては最も大切にして、毎日入浴せざれば悪く、而して湯の温度は華氏檢温器の九拾度乃至百度なるを適當とす、又身体の虚弱なる婦人に於ては、浴後凡う一時間、常に身体を冷却せざる様温暖に保ち、殊に臥床に在るを最も良くとす、但し妊娠初期に於ては、注意して入浴時間を短く、各日位に沐浴し、充分に身体を清潔に保つべし、此の如く適當の方法によりて、温浴を取るときは氣分を爽快ならしめ、兼て体力を増すものなり、然

法 陰部清潔

れども、脚湯と冷水浴とは決してなすべからず、單に已れの身体のみならず、胎兒に迄其害を及ぼし、遂には流産する等の事あり、さあれども、七十度以上の微温湯に浴するは、別に害なきものなり、
二、陰部清潔法 受胎してより、漸々月のかさむに從ひ、陰部よりする分泌物増加し、白色或は水様、或は硝子の如き粘稠液絶へず流出し、爲めに外陰部、肛門其他大腿内面を濕潤し、其儘に放置するときは、粗糙となり、同時に搔痒を覺へ、其部の糜爛を起し、分娩の際其液汁の往々生兒の眼

妊娠 陰部清潔法

廿二

内に流入し、重き眼病を起し、失明する等の不幸あるに、より、かようなる婦人は、猶豫することなく、直ちに醫師の診察を受け、其さうづに従ひ洗滌すべきは、勿論、健康の妊婦に於ても、妊娠中は常に注意し、清潔なる微温湯、又は食鹽を溶解したる微温湯にて、毎日一回、或は二回、膈内を洗滌し、外陰部は、殊に清潔に保つべし、而して膈内を洗滌せんと欲するときは、先づ仰臥を取り、臀部の下に、枕子を置き、或は適當の椅子にかゝり、五千倍乃至一万倍の過満、俺酸加里液、若しくは百倍のリゾール、或は五十倍の硼酸水の微温液を、

イルリガートルに盛ること七八分目にして、之を凡う二三尺の高所に懸垂し、臀下には受水器例之は、膿盤、便器かなだらひ等を置き、徐々に洗滌液を陰門内に注ぐ、然るときは、流出する液は、受水器中に入り、決して衣服等を汚すことなく、然れども、此の法は、必ず他人の援助を要するを以て、普通は、跪坐の有様に於て、兩大腿間に受水器を置き、自己に洗滌するを可とす、而して洗滌後は、丁寧に外陰部を拭ひ、常に濕潤せしむ可らず、又、膈内の分泌物頗る多く、爲めに外陰部の掻痒等を發するときは、必ず醫師の診斷を乞ふべし。

妊娠中坐浴をなすべき場合

第十〇 然らざれば分娩時に大害を起すものあり、
 第十〇 妊娠中坐浴をなすべき場合、
 坐浴は、或る場合に於て良効を奏するものに
 して、單に腰部のみを温湯中に安置し、上体并に
 足脚に温湯を注ぐことかく、上半身には襦袢等
 を纏ひ、五分乃至八分間に於て全身に發汗する
 を待ち、坐浴を廢し能く清拭したる後、毛布等に
 て腰部を温包し、一時間乃至二時間臥床中にあ
 るときは、下腹牽引痛、腰部壓重、尿意の頻數、精神
 憂鬱等あるときに於て、大に良効を奏するもの
 あり、

妊娠中衣服は清潔なる者を撰ぶべし

第十一 妊娠中の衣服は清潔なる者を撰ぶべし

妊婦の衣服は、單に熱さ寒さを防ぎ、身体の働
 きに便利あると、腹部及び四肢を温暖に保つを
 主要とし、可及的緩鬆の者を撰び、細帯は勿論腹
 巻等にて、胸部并に腹部を攪りに絞窄すべから
 ず、之れ甚だ害ある故あり、且つ其品質は如何あ
 る者にてても宜しく、只々清潔に保ち易きものを
 以て第一とし、毎三四日に一回宛之れを交換し、
 殊に襦衣の類は極めて清潔に保たざるべから
 ず、殊に夏期に於てハ毎朝一回宛之れを交換

妊娠 妊娠中衣服は清潔なる者を撰ぶべし

妊娠 妊娠中衣服は清潔なる者を選ふべし

すべし、夜具は其敷蒲團の上に白き木綿又は金
巾を覆ひ、一週間毎に之れを更換し、上蒲團も亦
其裏面は可及的敷蒲團同様、白き布にて包み、
時々之れを更ゆるを良くとす、
妊婦の衣服交換の際に、必ず沐浴を勧め、充
分身体を清潔にかしたる後、之れを行ふべし、殊
に臨月に近づき働作重々しくなるときは、毎日
石鹼にて陰部其他皺襞多き所を清潔に洗滌し、
己に陣痛の起らんとするときハ、務めて入浴せ
しめ、其頭髮を櫛り置くべし、させるときハ就褥
中大に便利なるものなり、

妊娠中は
宜しく腹
帯を施す
べし

第十二 妊娠中の宜しく腹帯を施すべし、

妊娠中腹帯を占むるは、己に古代より行はる
所の、我邦に於ける良習にして、一は以て腹部
を温包し、一は以て胎兒に規定の位置を保たし
め、外傷を防ぐの効あるものにして、殊に平素よ
り腹部の膨大せる人、多人數の小兒を擧げたる
人、懸垂腹の人に於ては必要缺ぐべからざるも
のあり、而して其品質に種々あれども、最も温
暖に、且つ弾力性ある者を以て良くとす、之の目
的に、恩師緒方正清先生の創意せられたる、「フ
ラ子ル」の腹帯を最も適當ありとす、而して我邦

妊娠 妊娠中は宜しく腹帯を施すべし

妊娠中は
乳房を清
潔に保つ
べし

妊娠 妊娠中は乳房を清潔に保つべし 卅
に於ける從來の習慣ハ、帯を狭く疊み、非常に強
く腹部を絞窄せる者あるも、之れ等は不良に
て、却つて害あるものあり、故に可及的廣き儘に、
腹部殊に下腹部を、擧上するが如く、むるを最
も可良かりとす、

第十三 妊娠中の乳房を清潔に保つべし、
小兒の初めて此の世に産れ來るや、乳汁は其
が第一の營養物として、最も大切なるものあり、
而して乳房は妊娠中、或は分娩後に於て不潔の
爲め、屢々乳腺炎と名づくる病に罹り、發赤腫脹、
疼痛を來し、熱發を伴ひ、遂には化膿して自然に

破潰し、あわれ小兒に哺乳せしめ能はざること
あり、故に妊娠中の注意して之れを温暖に保ち、
且つ強く壓迫することなく、乳頭をして充分あ
る發育を遂げしむべし、其か故に乳頭は毎日冷
水を以て洗淨し、拇指と示指とを用ひて徐々に
之れを牽引し、以て小兒の哺乳に便あらしむ、且
つ時々酒精を以て之れを拭ふべし、右の乳頭牽
引法は、乳頭の短かく或ハ陥没したる者に於て
は殊に必要にして、注意して毎日之れを施すべ
し、然れども余り強きに過ぐるか、或は長時間續
くるときは、其影況を子宮に及ぼし、流産或は早

妊娠 妊娠中乳房は清潔に保つべし

妊娠 妊娠中は飲食物に注意すべし

産を致す等の場合あり、其他自ら生兒を養育せんと欲する所の婦人は、妊娠中より充分哺乳法に習慣するを良とす、

妊娠中は飲食物に注意すべし

第十四 妊娠中は飲食物に注意すべし、妊娠中は日常と異なりて、殆んど二人分の營養を探らざるべからざるが故に、其消化器を健全に、多くの滋養品を食せしむるは最も必要にして、食物は平素より習慣せしむるものを採るを可とすと雖も、決して過食すべからず、殊に妊娠五ヶ月以後に於て夜食をなく、又は夕飯時に於て多量の飲食物を採り、胃の膨満するは誠に

害あるものあり、然れども早朝の惡心嘔吐を恐れ、若しくは大に亢進したる食慾を強て制止し、忘りに食料を減ずるは不良あり、又六ヶ月以後に於ては大抵食慾進み、直ちに空腹を覺ゆる者なるが故に、其消化機を損はざる限り、滋養に富み消化し易く、善く母体を養ひ、胎兒の成育を充分ならしむる者を撰び、過多の粗食は常之に之れを探らざる様注意すべし、例之は軟かく新鮮にして、多くの脂肪を有せざる鳥獸魚肉、大根、胡蘿蔔の如き野菜類の少量、葡萄、密柑、梨子、林檎、梅等の能く熟したる者、及び清潔なる泉水を給する

妊娠 妊娠中は飲食物に注意すべし

妊娠 妊娠中は飲食物に注意すべし

卅四

を良くとす、而して肉類と野菜は常に相平均して取り、一方にのみ偏するは良からず、又平素に習慣したる食物の料理法を變換するは悪く、芹、冬瓜、西瓜等の如き尿の排泄を佳良からむべきもの、及び芋、豆、南瓜、蕪根、其他都て腸内に瓦斯を生じ、腹部を膨滿せしむるもの、若しくは鹽肉、乾肉、硬き飯、澁茶、多量の漬物、脂肪に富む肉類、豚肉、鰻、鱈、魚、松魚、鯨、貝類、賊魚等は例之ひ平素之れを嗜むと雖とも、不消化物あるにより、宜しく之れを禁ぜざるべからず、酒精類の中弱き日本酒、赤酒、麥酒の少量を飲む可あり、又淡泊ある咖

啡茶等を取らむるも良とす、穀物にてハ米、麥等は消化し易きも、舊き野菜、蠶豆等は食せざる可とす、其他風味に用ゆる食物、例之は肉桂、山椒、生姜、唐辛、芥子、ワサビ等の多量は皆害あり、又菓子餅類も多量は佳良ならざるものなり、
妊婦の惡咀劇しき時は、興奮性の者并に風氣を生じ易きもの、消化し難き者は可及的之れを避けて、淡泊の食物を少量宛幾回にも用ゆるを可とす、其他惡疽劇しく頑固にして、血液を吐出するに至り、一粒の食物も通ぜざるの場合には、強て之れを與ふるに及ばず、新鮮なる淨水を飲

妊娠 妊娠中は飲食物に注意すべし

卅五

妊娠 妊娠中は便通を佳良ならしむべし

卅六

用せしめて、數週間を凌ぐことあり、此の如きときは其場合に應じ、時々婦人の好む所の飲食物を與ふるを可とす、

第十五 妊娠中は便通を佳良からしむべし、

妊娠中は
便通を佳
良ならし
むべし

妊娠中便通は、毎日一行宛は必ずかかるべからず、若く常に秘結する者に於ては、嚴しく室外の運動を命じ、輕量の強壯劑を取らしむれば、多くは便通ある者あり、下劑は可及的之れを廢すべし、又忘りに灌腸を施せば、直腸を擴張せしめ、却て適度の便通あきことあり、注意すべし、普通妊婦は便秘する者にして、之れには毎朝空腹時

に於て冷き牛乳一二合、又は一杯の冷水、并に新鮮なる果物を與ふれば、多くの場合に於ては、適度の便通あるものあり、
第十六 妊娠中は往々尿排泄に異常を起す者あり、

妊娠中は
往々尿排
泄に異常
を起す者
なり

妊娠中には、往々尿排泄の數を増し、又は尿量減却し、或は尿道痛を起す者なり、此の如き際には、毎日一回乃至二回、單純なる温湯、又は鹽湯の坐浴を試み、フラスコ等に於て、常に腰部を温暖に保ち、都て鹽がらき飲食物、及び肉桂、山椒、生姜の類を避け、砂糖湯、葛湯、并に温暖なる湯の類を多

妊娠

妊娠中は往々尿排泄に異常を起す者なり

卅七

妊娠中は往々痔核及び下肢の浮腫を來す

妊娠中は
往々痔核
及び下肢
の浮腫を
來す

量に飲用すべし、若し右により、毫も効あきときは、直ちに醫師の診察を受くべし、
第十七 妊娠中は往々痔核及び下肢の浮腫を來す、

妊娠の末期に於ては、下腹臓器は増大したる、子宮の爲めに壓迫せられ、尿意の頻數、大便の秘結を起すのみならず、血管も亦壓迫を受け、血液循環を障害せられ、爲めに痔核及び下肢の浮腫を起し、其儘に放置するときは、甚だき高度に達し、分娩時或は産後に於て大害を致すことあり、故に痔核を患ふる人は、入浴後指尖にて輕壓

妊娠中は往々痔核及び下肢の浮腫を來す

して、靜かに肛門内に納め、柔軟なる布片を其上に貼して、強く丁字帶によりて壓迫し、大便は常に快通する様かさゝる可らず、何となれば、健康人と雖とも非常に秘結するときは、痔核を發する者あるが故あり、又下肢に浮腫を生ずるときは、長時間起立して職業を營み、或は坐位に於て業務に服し、又は長途の歩行をあすべからず、然らざるときは、其浮腫は増々劇甚となり、歩行を障ぐるに至ればあり、故に安臥の位置に於て蒲團或は椅子其他適當の足臺を置き、其上に足脚を安置し、以て浮腫の減却するを待つべし、若し

劇症にして猶効あきときは、直ちに醫師の診察を乞ひ、其治療を受くべきは勿論とて、一帯「めりやす等の如き者を全脚に附け、浮腫の減却を謀らざる可らず、

第十八 妊娠中に屢々發する疾病、

都て妊娠時に發する疾患の多くは妊娠の爲めに來り、實際或る病氣のありて、來ることは稀あるか故に、多くは自然の經過中に治癒すと雖ども、普通妊娠せし婦人にして左に述るか如き種々の症狀を訴ふる者に逢ふときは、家人は務めて懇ろに、妊娠月の重なると共に消失する者

妊娠中に屢々發する疾病

吐 妊婦の嘔

なることを説諭し、能く其婦人を慰むるを以て、却て醫藥に勝るの効あるものとす、若く稍や頑固にして治せざるものは、食料及ひ日々の職業を變換し、他の出來得べき業務に服さしめ、精神を他に誘導するときは、意外に効驗のあるものなり、然れども、猶輕快せざる者は、直ちに醫師の診斷を乞ふべし、
其一 妊婦の嘔吐 惡疽劇しく頻りに嘔吐に苦くむときは、遂には血液を吐出するに至り、一粒の食物も之れを攝取し得ざる場合あり、右様の際には、務めて消化し易く、滋養に富みたる飲

妊婦の頭痛并に齒痛

食物を毎回少量與へ、食後の運動は全く之れを避け、又早朝嘔吐に苦む人に於ては、毎朝寢床を離るゝに先たち、淡泊の滋養食、例之は牛乳ソップ、鶏卵等を取らゝめ、一時間の後初めて離床するを可とす、かくても尚ほ鎮靜せざる時は、長時間を隔て、食物を攝取し、或は短時間に於てするが如く、種々に交換して少量宛を食せゝめ、或は嚴しく其時間を守らゝむるときは、往々鎮靜するものあり、

其二、妊婦の頭痛并に齒痛 時として婦人は妊娠中時々甚たゝき頭痛、若くは齒痛の爲め苦

妊婦疾病に犯さるゝときは必ず醫治を乞ふべし

妊娠

妊婦疾病に犯さるゝときは必ず醫治を乞ふべし

しめらるゝことあり、之れ全く其部に於ける疾患よりして來るものに非ずして、妊婦子宮の漸次増大するか爲め、神經に影況を及ぼし、爲めに起るものなり、從て一定の日數を経るときは、自然に消散する者にして、毫も妨げあきものあり、斯の如き時は醫師の診察を受け、適當の藥物を服用するの外、妄りに精神を勞し、其極遂に健全なる齒牙等を拔去すへからず、

第十九、妊婦疾病に犯さるゝとき、必ず醫治を乞ふべし、

古來我國の習慣として、偶々妊娠中に疾病に

罹るも服薬するときハ爲めに胎兒に大害を及ぼす者なりとして、醫療を受くる事を恐れ婦人をして、空しく病床に呻吟せしむる事あり、之れ迷信の甚き者にして、爲めに危険を來すこと少くとせず、元より醫師ハ高尚なる教育を受け、常に責任を帯びて薬の分量に加減し、母親は勿論胎兒にも毫も害を及ぼす等の事あり、故に世間幾多の妊婦にして種々の疾病に罹るときは、世界幾多の迷信に據る所なく、早時醫師の診断を受け服薬すべきものあり、

第二編 分娩

分娩時の状態

第一章 分娩時の状態

分娩なるものハ、婦人の孕みし時より十ヶ月を経て、陣痛俗に「きり」と呼ぶ作用を發して、胎兒を産出するの有様を云ふものあり、其始め分娩の始まらんとするや、妊婦は少く精神の鬱閉を覺じ、三四時間を隔て、下腹に緊張痛あり、腰部殊に薦骨部より耻骨縫際上に向ふて、牽引感覺あり、此際知覺の過敏なる人に於てハ、軽度の疼痛を感じ、屢々尿意の頻數を來す、暫時に

て、其發作ハ一時停止することあり、然れども又
 漸々強劇となり、初妊婦あれば、七時間乃至九時
 間、經妊婦あれば、四五時間持續する所の陣痛(俗
 にむしかぶり)を發す、即ち腰椎殊に薦骨部より
 下腹部并に耻骨縫際に向ふて劇痛を發し、遂に
 太股の部分迄放散す、都て陣痛あるものハ發作
 と間歇相交番に起るものにして、始めは間歇時
 長きも、漸々發作強盛して殆んど間歇時なきに
 至る、此陣痛發作を徴知するには、産婦の顔貌を
 熟視し、兼て腹部に手掌を貼する時ハ、顔貌の苦
 悶を呈すると同時に、子宮は石様の硬度とある

べし、右の如く陣痛漸次強盛するときハ、卵膜破
 れ、一種護謨球を壓し破るが如き音を發し、或は
 發せずして羊水を洩す、羊水排出後六七時間を
 經て小兒の分娩せざるものハ、常に醫師を招か
 ざるへからず、この羊水の量は各人により、甚
 き差異あるものにして、時として、殆んどおき
 か如き者あり、此際卵膜の破る、事なく、羊水を
 滿せる儘に分娩するものは、囊兒と稱し、月足ら
 ずの分娩即ち流産或ハ早産に多く見るものな
 り、次て陣痛は一層強盛し、胎兒ハ漸々陰門に近
 つく、うれか爲めに産婦ハ陰部并に耻骨薦骨部

等の破裂するか如き感覚を起し、時に號泣する者あり、既にして兒頭の兩陰唇間に露出せんとする時、肛門と陰門間俗に會陰と名くる處に、球狀に膨出し、肛門の自然に哆開するに由り、大便蓄積せる者并に下痢を患ふる婦人に於ては、努責と共に屢々糞便を洩出す、又此際痔核或は脱肛の新たに發起し、或は從來患ふる此等疾患の更に増劇することあり、次で來るべき陣痛と共に兒頭は少く陰門外に露出し、會陰を壓迫擴張して、漸次顔面分娩し、頂部は耻骨縫際下より生る、若し第一頭蓋位あるとき、小兒の顔面

は横に、母体の右大腿の内側に向ひ、第二頭蓋位あるとき、小兒の顔面は、母体の左側大腿の内面に向ふものなり、已に兒頭分娩する後、兒の顔面の横向きとなり、儘にて、肩胛腹部臀部と順次に産る、者あり、而して頭部は硬固にして、且つ其周徑大なる、前進するに依り、其分娩の最も困難にして、爾他の身体部分、比較的容易に娩出す、此の如くして無事に出産すれば、小兒の直ちに大聲を發して、啼泣す、此際若し啼泣せざる時、直ちに醫師を聘すべきは勿論、一切助産婦の處置に任すべし、若し止を得ざる

時は猶豫する事なく、柔軟にして清潔なる布片にて口内を拭ひ、胸部に冷水を散布し、或は兩足を握みて懸垂し、弱く上下に振り動かす、分娩の際吸入せし種々の異物を流出せしむべし、然るときは、普通の蘇生すも、雖も、猶目的を達せざるるときは、時々温湯中に入れ、小児の冷却せざる様注意して、醫の來診を待つべし、此くして小児の健康に復するときは、臍帯搏動の微弱又は消失するを待ち、五十倍の石炭酸か又は百倍のリゾール液中に入れたる、臍帯結紮紐を取る殊に佳良なるハ、羽二重金巾のをりみ、とあす、此

第二章 分娩時の養生法

紐を不潔とあらざる様に取り、小児の腹壁を去る凡う二寸位の所にて硬くし、更に同一程の間を距りて、尚一ヶ所結紮し、其中間を臍帯剪刀と名くる一種の剪刀を以て切断し、然る後小児を適當の温浴中に入れ、入浴終るときは、後條に説述すへき處置を施し、別床に安臥せしむべし、次で五分乃至一時間を経るときは、胎盤の自然に娩出す、若し一時間以上を経ても、尚ほ胎盤の娩出せざるときは、直ちに醫師を招くべし、尚其詳細なること、後の條りに就て見るべし、

分娩室は
豫め撰び
置くべし

第一 分娩室へ豫め撰び置くべし、
 産室へ妊娠中より豫め撰び置くべし、室の
 最も閑静にして、狹に過ぎず廣きに失せず、凡そ
 八疊の間位を可とす、さりてて場合によりて、
 尚ほ廣きか、又へ狭きを取るも妨げなく、其他家
 屋狹隘にして、隅々に器材并に種々の物品を重
 積しある室にて、屏風其他の者にて境界をな
 し、務めて清らかに保つべし、而して室へ雑踏す
 る道路又へ人寄場等に接することなく、空氣の
 流通佳良にして、日光の直射することなきを可
 とす、止むなき時へ屏風にて日光をさへぎるべし

分娩の際
は特別の
寢床を造
るべし

、其他不潔なる汚溝等に近接せず、室内の温度
 へ、常に列氏檢温器の十二三度攝氏の十五度華
 氏の五十九度位に保つべし、殊に夏時へ窓戸を
 開き可及的清凉ある空氣の流通を佳良からし
 むべし、
 第二 分娩の際に特別の寢床を造るべし、
 産床へ室の中央にして、床の一端足脚に當つ
 る部分へ、壁障等に接するを可とす、其他の三邊
 へ都ての壁障、例立へ戸障子に近接せず、務めて
 他人の産婦に近づくに便利を與ふべし、かくす
 るときへ、分娩に臨み婦人をして、努責せしむる

の際、足脚を障壁又ハ豫め備へ置きたる支脚器に依りて支へ、腹壓の増進を助くるものあり、敷蒲團ハ敢て品質の美麗を要せず、極めて清潔に洗濯せし者を撰ぶべし、之等ハ厚き者に在りてハ一枚、薄きものに在りてハ二枚を重ね、上に白色にして清潔なる敷布を被ひ、分娩時に臨んでハ、先づ新鮮なる油紙を敷き、其上に豫じめ千倍の昇汞水にて浸すか、或ハ熱湯中に煮沸して日光に乾かして適度に温めたる布片、清潔なる瓦設又ハ綿或ハ白木綿にて適當の蒲團等製し之れを臀部の下に敷き、以て分娩時に於ける羊水或ハ

血液の他部を汚染せざるに備ふ、此の如き油紙二枚を造り、下層の者ハ少しく小に、上層の者ハ大にして、長徑二尺五寸、副二尺位にて、敷蒲團全長の三分の二と被ふ者を佳とす、之れ分娩時不潔とありし上層大なる油紙を除くときは、下層小なる者ハ決して汚染することなく、清潔なる産褥床に供し得るを以てなり、往時ハ勿論今猶往々にして不潔なる蒲團布片等を殊に撰んで使用せしも、此等ハ極めて不良あり、之れ不潔物の新たなし生じたる創面に觸れて、恐るべき病を起すことあるに、よる又産室ハ明暗其當を得べし

妊娠 産婦の身体は極めて清潔に保つべし

五十六

産婦の身体は極めて清潔に保つべし

く弱きらんぶの光り、又ハ燦燈位を可とす、其他産室の一隅或は隣室に清潔なる便器、又は膿盤等を供へ屏風にて界し、他人の眼に觸れざる様注意し、羊水流出時其他兩便排泄時に當り、容易く運ひ得るに便ならしむべし、
第三 産婦の身体は極めて清潔に保つべし、
婦人妊娠して、已に臨月に及ぶときは、一層注意して、身体の清潔法を行ふべし、婦人は毎日或ハ各日に全身浴をあり且つ一日二回乃至三回清潔なる微温湯を以て、陰部を清拭するを可とす、之れ此期に於ては、帶下一層増量して、若し不

妊娠 産婦の身体は極めて清潔に保つべし

五十七

潔に保つときは、外陰部并に大腿内面に頑固の搔痒を發し、或ハ皮膚并に陰唇の粘膜炎粗澀とあり、時に潰瘍に變じ、分娩の際不幸にして、其か不潔物の胎兒の眼内鼻孔等に入るときは、恐るへき初生兒眼炎又ハ鼻加答兒等を發するとあり、故に前條妊娠篇に於て述べし如く、充分の豫防をあり、已に發する時は、直ちに醫師の治療を乞はざるへからず、之れ往々淋疾又ハ梅毒に原因するものありて、大害を來し、甚しきハ愛らしき盲目の小兒を見るに至ることあり、都て分娩に臨むときは、必ず一回清潔に陰部を洗滌し、置べ

己に陣痛を發せるときは清潔にして可及的
 暖鬆なる衣服と更換し出來得へくは全身浴を
 なし又はあし得ざるも手指の清潔に洗拭し且
 つ爪を剪斷し置くを可とす之れ妊婦は往々苦
 痛に沈むの餘り自己の不潔なる手指を陰部に
 加ふるものあるに由る此際若し爪甲延長し又
 ハ爪間に汚物の蓄積せるときハ爲めに柔軟か
 る陰部を損け又ハ粘膜面より汚物の侵入して
 産褥中往々危険ある疾病を起すことあり此の
 如きハ西洋あぞの書物にも多く見る處あるに
 より日頃より爪を短切し清潔に保ち且つ止む

乳房は必ず清潔に保つべし

分娩時の
 飲食物は
 務めて之
 れを撰ぶ
 べし

を得ざるの外ハ手指を陰部に近づく可らず

第四 乳房は必ず清潔に保つべし

乳房ハ常に清潔に保たざる可らず若し不潔
 にかすときハ往々乳腺炎を發し腫大發赤疼痛
 熱發を來し遂にハ化膿に陥り截開を受くるか
 或ハ自然の破潰を招き産れ落つる愛兒をして
 哺乳せしむること能はざる場合あり故に前編
 妊娠時養生法の條に述べし如く始終清潔温暖
 に保つことを忘るへからず
 第五 分娩時の飲食物は務めて之れを撰ぶべ
 し

妊娠

分娩時の飲食物は務めて之れを撰ぶべし

六十

分娩時の飲食物の注意すべきものなり或る
 専門家の如きは分娩時前に於て殊更に多量の
 米飯并に副食を取らむるものあれども都て
 産婦の意向に任せ他人の強て之れを勧むるの
 宜しからず之れ時々嘔吐を起し煩悶する場合
 あるか故なり若し産婦にして食物を望むとき
 は粥汁鶏卵牛乳の類を少量に取らむ又精神
 亢奮して顔面赤色となり發汗多量にして飲料
 を欲するとき清潔ある冷水又稀薄ある茶
 薄き「コーヒー」の少量を與へ都て胃腸を膨滿せ
 しむるもの不消化性の者例之柿密柑の如き

分娩前には必ず大小便を排泄すべし

妊娠

分娩前には必ず大小便を排泄すべし

六十一

菓實或は荀葦昆布類鹽物乾魚野菜油濃き魚類
 殊に鰻の如き者へ總て不良なり之れ爲めに陣
 痛に變常を起し分娩をして延長せしむること
 あるに由る又病後并に全身の非常に衰弱せし
 婦人或は分娩の爲め非常に疲勞を覺ゆる婦人
 に於ては稀薄したる少量の赤酒を與ふるを可
 とす其他特別の場合に於ける詳細ある注意の
 宜しく醫師の示定に従ふべし
 第六 分娩前には必ず大小便を排泄すべし
 妊婦にして既に陣痛を發起せるときは必ず
 上圍して大小便を洩し膀胱并に直腸を空虚か

らむへく之れ大小便の蓄積するときは、分娩に臨み種々の障害を起し、爲めに分娩経過を延長せしめ、往々にして不幸を將來することあるによる、故に若く久時便通あきとき、必ず醫師并に助産婦の指揮を受くべき、勿論、浣腸法の如き決して之れを嫌忌すべからず、然して浣腸液并に量、其場合により、醫師或は助産婦の撰ひに任すと雖も、普通ハ石鹼水、リスリン、又ハ「リナ子油」或ハ食鹽を加へたる液、或ハ牛乳等にて施す者にして、其量ハ凡る三百瓦以上六百瓦にして、我一合五勺乃至三合、時に千瓦位を用ゆる

ことあり、普通とす、即ち之れ等微温の石鹼水、又ハ微温湯中に二十瓦乃至三十瓦、即ち酒杯に一ツ位の「リスリン」又ハ「リナ子油」を混じり、能く攪拌し、便宜の体位に於て、通常ハ臥側、又ハ仰臥位に於て、一脚を屈し、其側方に開き、便利を與へむ、浣腸を施すべし、次て二乃至五分時間、肛門部に布片を貼し、夫か上部より軽く指尖にて壓し、可及的耐忍せしむべし、漸く便意を催し、堪へ難きに至れば、速かに便器を與ふべし、若く便器を忌むときハ、羊水の排泄前に限り、上圍するを許すも可なり、かくて便を洩すの後、丁寧ニ肛門

會陰并に外陰部を洗ひ清潔に保つべし、若し兩便通泄を等閑に附するときは、前速せる如く陣痛の微弱を發し、爲めに分娩を遅延せしめ、或は陣痛中絶して、遂に母兒兩体を危険に陥らしむることあり、注意すべきあり、又自然に尿の排泄を營み得ざる時は、膝肘位と名づけ、前膊上に脚壁を接し、膝關節を屈し、臀部を高擧し、左右大腿の間に便器を送入すべし、然るときは、往々排尿し得るものあり、若し之れに依り尙目的を達し得ざるときは、直ちに助産婦に依頼し、カテーテルにて排尿すべし、此際カテーテルは三十倍乃至五十倍の温石炭酸水中に入れ、又は熱湯中に於て充分消毒するの後、尖端に五十倍の石炭酸華楯林又は「オレフ油」等を塗附し、然る後尿道内に送入すべし、然れども分娩經過已に進み、兒頭深く骨盤内に拮入する際に於ては、浣腸を施さざるを可とす、又尿は到底排泄せしめ得ざることあり、

第七 分娩時に當り産婦の心得べき事柄
婦人の分娩に臨み、已に陣痛の發起せる際には、直ちに助産婦を招き、傍ら前條に説述せし産床上に安臥し、清潔ある温湯并に冷水は何時に

ても辨すべく準備し、産室には適度の温を有せしめ、且空氣の流通に注意し、家人并に知己の忘りに出人することを禁じ、度々分娩に遭遇し、或は平素分娩の取扱ひに熟練せし、一人乃至二人の婦人を留め介抱せしむれば即ち足れり、かくて陣痛強盛し、已に羊水を洩す後は一切の運動を廢し、殊に便所に至る事は之れを嚴禁すべし、又寒冷なる候に於ては、こたつ又はゆたんぽを供へ、母体并に小兒の衣服等を温め置くべし、且つ産室の一邊或は隣室には、別に小兒の臥床を設け、時候に應じ、加減すべきは勿論かれども冬

期或は未熟兒に於ては、二個乃至三個のゆたんぽを供へ、兼て温暖に保たしむ、已に開口期に至り陣痛益々強盛し、産婦の苦悶する際には、産床に肘附或はこたつやぐらの如きもの又は蒲團を疊重したるものを安置し、其が上に上半身を支へしめ、又は平臥の位置に於て足脚を壁障又は柱等に支へ、手拭はんかちふの類を硬く上下齒牙の間に挿ましめ、両手に布片を握るか、又は傍人の手を持たしむべし、然るときは大に疼痛に堪へ且つ努責し易きものなり、而して我邦古來の習慣上婦人は必ず座位に於て分娩せし

ものあるも、之等は極めて不良にして、横臥位置の分娩に比して障害多く、今左に相對稱して説明を加ふべし、

座位と仰臥分娩との利害

其一 座位に於ては、助産婦は完全に會陰を保護すること能はざるを以て、輕度或は強度の破裂を起し易し、其二 胎兒前進部の陰門を撥露する際努力をして、適當に調節すること能はず、爲めに往々強度の會陰破裂を起す、其三 胎兒は狹き股間に挿まれ壓迫を受け易く、或は眼内鼻口等に不潔物の侵入し易く、又若し臍帶の頸部に纏絡せる際も之を檢知し、又は解除する

の困難あるを以て、胎兒の不利を招き易し、其四 若し子宮收縮不良の爲め、出血を發す等の場合には、直ちに腦内血液の減却するため、腦貧血を發し、顔面蒼白眩暈耳鳴を發し、室内の轉倒するが如きを感じ、冷汗を流し、遂には失神し、甚しきは死亡するに至る、又出血多量と云ふに至らざるも、貧血せる産婦或は衰弱せる婦人に於ては、此位置にて容易に腦貧血を起すものなるか、故に特別の場合の外は、必ず臥位に於て分娩するを可とす、然れども陣痛微弱或は分娩遅延するの際、兒頭の已に撥露せんとするの際に至る

迄、座位に由り大に努力を強盛し、分娩を急速に終らしむる等の場合あるが故に、都て分娩時には必ず醫師の診定を乞ひ其指揮に従ひ、或は正規の試験を経たる内務省免許助産婦に一任すべし、然れども分娩は其經過中遇然に起るべき種々の危険あるを以て、歐州にては早くより産科院の設けあり、産婦は必ず入院して平穩に分娩を營むなり、我國に於ては慣習の久き無智無識の助産婦に一任して、毫も省みる所なきを以て種々の障害を起し、往々母兒をして危険に陥らしむ、實に長嘆息の至なり、然るに明治世代

の今日に至りては、日進醫學と共に大に助産學の進歩改良を致し、今や大に見るべき者あり、同胞婦女の幸福限りかゝと云ふべし、前述せる如く普通の場合に於ては、側臥位を以て主とするも、更に其何れの側臥を便利とあすやは胎位の異なるど、助産婦の特異とする所に由つて、差異あるか故に、之等詳細の件に至て、宜しく醫師又は助産婦の教示を乞ふべし、又産婦の努責すべき場合は分娩の經過の時期の異なるにより、又同一からずして、宜しく助産婦并に醫師の調節せざる可らざるものとす、之れを例するに分

娩の初めより強て努責するは悪し之れ初めよ
 り筋力を勞するときは眞に努責の必要あるに
 際し早く已に産婦の疲勞を招來するに由る又
 已に兒頭の撥露に際し會陰球狀に膨隆する時
 の努責を禁すべきか如し之等は都て助産婦の
 示揮に従ふべきこと勿論あり又分娩時に當り
 家人の其が苦悶を憐むの餘り忘りに大聲之れ
 を勵まし或は啼泣し或は種々の異常分娩を語
 り又は種々ある飲食物を與ふるは良しからず
 産婦の異常あるにあらざるより極めて平穩
 に看護し産婦の望む都度に限り少量の冷水等

分娩時に
 於て醫師
 を招くべ
 き場合

を與ふれば即ち足れり又分娩時には枕子によ
 り僅かに頭部を舉上すれば大に堪へ易しと雖
 も多量の出血を來すか或は否らざるも貧血せ
 し婦人等に於ては枕子の直ちに之を除去し頭
 部をして下垂の位置を取らむべし
 第八 分娩時に於て醫師を招くべき場合
 若し陣痛の初發より多量の出血あるときは
 直ちに醫師を招聘すべきは勿論其來診する迄
 は良しく頭部を抵下し腰部を高舉し脈搏微弱
 顔面蒼白となるときは多量の赤酒或は多くの
 酒類を與へ下腹に氷嚢又は冷水中に浸したる

妊娠

分娩時に於て醫師を招くべき場合

布片を貼く、臍内には清潔に消毒したる脱脂綿
 又は瓦世の「たんぽん」を挿入し、両脚を硬く相接
 せしむべし、尙出血甚しく失神する如き場合に
 は、足脚を持ちて倒に懸垂し、空氣の流通を佳良
 からしめ、醫師の來診を待たざるべからざる場合
 あり、其他臍帶或は胎兒手足の脱出し、又は破水
 後六七時間を経て胎兒の娩出せざる時、或は
 陣痛初發より十二時以上を経て分娩し得ざ
 るもの并に陣痛強劇なるにも關らず、毫も胎兒
 の娩出せざる時及び産婦に種々の異常を發
 するときは、必ず急速に醫師を招かざるべから

初生兒は
 注意して
 之を取扱
 んべし

ず都て此如き異常あるの際、家人は務めて平易
 を装ひ、假にも喋々して忘りに産婦を驚かしむ
 るは害あり、

第九 初生兒は注意して之を取扱ふべし、

分娩時中助産婦は小兒の先進部に注意し、娩
 出後之を完全に處置すべきは勿論なれども、ろ
 が母たる人の心得にもと愚考し、茲に其一般を
 説述することゝはなりぬ、即ち已に小兒の分娩
 して、母体の兩股間に出つるときは、急速に柔軟
 なる布片を以て顔面殊に眼并に口内を清拭し、
 能く乾燥して且つ温暖なる布片を以て胎兒を

被覆し、大腿又は蒲團等にて初児の壓迫せられざる様注意し、直ちに臍帯を結紮することかく時々拇指と示指との間にて觸れ、其時計の音の如く打つ所の臍帯搏動の微弱とあるか又は停止するを待ちて、兼て五十倍の石炭酸水又は百倍の「リゾール」液中に浸したる臍帯結紮紐通常に多く使用し、且つ最も能きは羽二重金巾の織縁或は結紮系外科的手術に供する絹系の最も太きもの或は麻但し麻は從來我國に於ける助産婦の使用せしものあるも容易に切斷し且つ充分の結紮を施し難く爲に往々臍帯出血等を

起すを以て止むを得ざる場合の外全く之を使用せざるを可とす并に臍帯剪刀從來我國にては茶碗の破碎せし一片を用ひしも右は大に不潔あるを以て後來臍帯に病氣を起し臍帯兒尼亞等を招來すると一は切斷すること困難にして自然鋸の如く使用せざる可らざるの不利ありを取り、初生児の腹壁を去る一寸五分許りの部を強く結紮し、更に同距離を隔て、尙一ヶ所の結紮を終り、其中間を切斷す、而して其切斷端より出血するや否や、充分檢知するを要す、若し極めて少量と雖も出血するときは、尙一回強く

妊娠 初生児は注意して之を扱ふべし

七十八

結紮を施すべし、此際不注意にして止血の成否を認むることなく、直ちに臥床に移し、久時の後始めて多量の出血あることを發見し、或は不幸なる場合に於ては初生児は其出血に堪へず、遂に死亡することあり、從て毫も異常あきも母体の處置を終るの後は必ず再度臍帯の検査を施すを要す、前述の如く注意して臍帯を切斷するの後、小児は温暖ある布片に包み、産床の一側に置き、母体の臀下に貼したる所の汚染したる蒲團又は布片は、悉く之を除き清潔にして兼て溫暖置きたる布片を、更に臀下に敷き、左右兩脚を

相近接せしめ、蒲團を被ひ、安靜を命じ、豫め用意せし所の湯盥の所へ生児を携へ行き、先づ浴用検温器を以て其温度を検す、若し止むを得ざるときは、手指を挿入し、充分其温度を加減したる後、始めて入浴せしむべし、然らざれば初生児をして火傷を蒙らしめ、或は寒冒に罹らしむることあり、且、沐浴を終るの際は一、二時小児を擧上し、更に少量の温湯を加ふるを良とす、而して其温度は普通列氏二十八度の者を可とす、又湯は清潔にして、且つ多量なるを可とす、顔面を除くの外、全身皆浴槽中に浮遊せしむべし、且つ常に盥

妊娠 初生児は注意して之を取扱ふべし

七十九

妊娠 初生児は注意して之を取扱ふべし

八十

の傍らに冷水并に温湯を供へ何時にても其温
度并に量を加減するに便し、冬期に際するか或
は未熟児に沐浴せしむるときは豫め火鉢等に
て室を温め置くを可とす、此の如くして己に沐
浴を終るときは児の全身を丁寧に拭清し、臍帯
部は一層完全に之を清拭し、硼酸末を散布し
二寸角にて一邊の中央より正中迄切線を入れ
し、新鮮の白木綿或は瓦世の清潔ある者を取り
切線の所へ臍帯を入れて之を被包し、一寸幅
にて長さ二尺五寸位を有し、織縁を除きたる白
木綿を以て腹部正中より僅うに左方に偏せし

めたる臍帯を軽く腹上に固定すべし、然らざれ
ば、襁褓或は衣服更換の際臍帯を傷け、或は牽引
して断離する等の憂あるものあり、而して入浴
の際には別に桶又は金盥等に清潔ある温湯を供
へ、其中に柔軟ある布片を浸し、其布片を以て外
眦より内眦に向ふて眼を清拭し、次て口内并に
顔面を拭ふべし、決して他の身体部分を拭ふた
る布片并に浴湯にて、眼并に口内を拭ふ可らず、
其他沐浴の際には注意して、皺襞の多き部例之は
頸部腋窩股間等を清潔に洗滌すべし、而して多
量の胎脂又は汚穢物の附着し洗去し難き際に

妊娠 初生児は注意して之を取扱ふべし

八十一

妊娠 初生児は注意して之を取扱ふべし

は卵黄オレフ油或は石鹼等を氷ひんにやく又は手拭等に附け軽く摩擦すべし、時どいては一回にして充分に洗去し難き場合あり、然る時は強て摩擦することなく、更に翌日の沐浴時に於て之を洗去すべし、湯上げは普通西洋手拭の大なるものを可とし、第一に顔面より始め、順次に他の身体部分を拭ひ、皺襞等は乾燥せしむる爲に、硼酸末等を散布し、終つて温暖なる衣服の二に持ち來し、前記の如く臍帯を處置するの、後衣服を正し、臥床に安眠せしむべし、此際は其氣候に順すべきは勿論、生児の状態に従ひ、室の温度并

後産分娩時に於ける注意

に蒲團等を加減すべし、

第十 後産分娩時に於ける注意、

小児分娩後も、傍人は必ず母体の看護を怠る事なく、時々其が状態を檢すべし、胎盤は普通五分時乃至三十分、稀に一時間の後娩出する者あり、も、已に初生児の處置を終り、安臥せしむるも、尙胎盤剝離せず、陰部を檢するも、絶て出血なく、毫も危険の徴候あき限りは、少量の赤酒等を與へつゝ、其儘に少時間(一時間位)放置し、自然の剝離に任するを佳良ありとす、然れども産婦に於て胸内苦悶逆上等を訴へ、或は少量ある出血の

妊娠 後産分娩時に於ける注意

持續し絶て后陣痛を起さざるときは、直ちに醫師を招くべし、又幸に後陣痛を發し胎盤を排出する時は、軽く胎盤を臍帶の纏絡せると同一の方向に回轉しつゝ、卵膜の剝離を全たからしめ之を除くべし、然るときに胎盤剝離に際し出血したる血液は卵膜内に包まれ、床上を汚染することなく、又卵膜遺殘等の憂ひあることあり、必ず急速に臍帶或は胎盤を牽引する等の事あるべからず、斯くして剝離したる胎盤面は丁寧之を檢査し、其遺殘なきを認むるときは、胞衣桶に入れて隣室又は室の一隅に致し、外陰部を

清潔にかすべきは、勿論分娩遲延等にて腔内に不潔物の侵入せし疑あるときのみ、腔内の洗滌を施し、同時に陰部損傷の有無を檢し、清潔ある瓦世を以て脱脂綿を巻きたる者を外陰部に貼し、然る後汚染せし布片と共に上層ある油紙を除き、同時に清潔ある温湯中に浸したる布片を以て、臀部大腿等すべて血液の爲め汚染せる部分を清拭し、兼て準備せる清潔なる産褥床上に臀部を致し、出血の有無并に子宮收縮の状態を檢し、若し不良あることを發見せば、直ちに子宮底を摩擦し、長徑三尺許の二枚の白木綿を取り、外

層の両端を五個に切断したるものを腰下に敷き、適度の綿花を瓦世に包み、幅四寸長七八寸の者を前腹壁上に安置し、前記腰下に挿入したる木綿にて包み、外層の紐は順次に之を結び、腹帯を施し、然る後丁字縋帯俗におまたと稱ふるもの(を)施し、温暖に且つ安静に睡眠せしむべし、此際時々陰部を檢し、若し出血するときは、下腹部に氷嚢を貼し、頭部を下垂し、子宮底を摩擦し、直ちに醫師を招くべし、又分娩後は往々惡寒戰慄を發することあれども、温暖に且つ安静に保ち、赤酒等を與ふるときは、直ちに消散するもの

流産并に
早産の状
態

妊娠 流産并に早産の狀態

かり、古來分娩後一定日の間は嚴格ある坐位を取らしめ、毫も子宮收縮の状態等を檢せざりし爲出血に基因する腦貧血俗にづるしと稱するもの(を)起し、遂には産婦をして貴重なる生命を害せしめたる事、往々にして之あり、注意すべし、又衣服汚染するときは、良しく之を新衣と更換し、陰部に損傷あるときは、直ちに醫師を招き、適當の處置を施すべし、

第三章 流産并に早産の狀態

流産と唱ふるものは、婦人の孕めるより十ヶ月の経過を終ること能はず、一ヶ月乃至七ヶ月

に於て半途分娩を營む者にして此際に於ける胎児は必ず死する者なり早産は七ヶ月の終より九ヶ月半にして分娩する者にして其際に於ける胎児は醫師の示定に従ひ充分の看護を施す時は成長せしむることを得るものあり

第一 流産を起すべき原因

流産を起すは主として妊婦の疾病例之は全身梅毒習慣性の流産多くの子宮病及び窒扶斯痘瘡等の熱性傳染病に因るか或は胎児の疾患例之は畸形等に原因するか若しくは母兒兩体の疾病に依るか或は種々の外因例之は他人よ

流産を起すべき原因

流産の恐るべき事

り打撲を受け又は誤て轉倒し又は交接の過度或は過劇の運動精神の感動并に都ての不攝生に起るものあり

第二 流産の恐るべき事

流産は正規分娩に比し非常に危険なる物にして往々危険の大出血を起し爲めに母体を以て死に至らしむることあり又俗習流産を極めて輕視し従て産後の攝生不充分あるか爲め后来種々の子宮疾患を發し往々不妊症に陥り又は習慣性の流産等を起すに至るを以て流産後は正規産褥より尙一層攝生法に注意し若し異

流産の癖
ある人は
必ず之が
治療を受
くべし

妊娠

流産の癖ある人は必ず之が治療を受くべし

九十

常あるときは直ちに醫師の診察を乞ひ充分な
る處置を受くべし、

第三。流産の癖ある人は必ず之か治療を受く
べし、

常に流産の癖ある人は妊娠間歇時或は常に
流産を致す月より一二月前又は妊娠初期に
於て必ず醫師の診察を乞ふべきは勿論例之ひ
種々の原因の爲流産せし場合に於ても必ず醫
師の診察を受け其治療を乞はざる可らず、

第三編 産褥

第一章 産褥時状態

産褥
産褥時の
状態

産褥とは分娩後六週間をいふ此時期に於て
は妊娠并に分娩時に於て變化を受けたる生殖
器并に全身状態の平常の有様に復するは猶長
時間を要す而して分娩後婦人は時として軽
度の悪寒を覺へ、戦慄する等の事あるも直ちに輕
快し、甚しく疲労を感ず、次で暫時間安靜に睡眠
し、醒覺後は精神爽快となり、軽度の發汗あり、体
温は時として三十八度に上昇することあるも、

妊娠 産褥時の状態

九十一

普通は變化なく乳汁は六乃至十二時間或は一
 二日を経て分泌を始め、其際乳熱と稱し、輕度の
 熱發あることあり、次で漸々食慾元進し、三四日
 にして其極度に達す、而して其初め乳汁は滋養
 物少く、下痢の性分を含み、胎兒便を排泄する
 に便あらしむるも、其以後は漸々滋養物に富み、
 小兒の發育をして佳良からしむるに至る、哺乳
 は分娩後婦人の疲勞快復する后、ち五六時間の
 後之を許して可なり、然れども小兒の啼泣する
 も強て哺乳を望まず、且つ安靜あるときは、猶長
 時間哺乳せしめざるも可かり、彼の俗間に用ゆ

るまくりと稱するもの等は、決して飲用せしむ
 へからず、何とあれば普通は其か爲めに、毫も害
 なきも、時として小兒は強き下痢等を發し、爲
 めに死亡することあるを以てなり、而して哺乳
 時には常に側臥し、肘關節を床上に着け、上膊に
 小兒の頭部を安置し、前膊にて兒体を支へ、他手
 の二指にて乳頭の上、下を持ち、以て小兒の鼻口
 を閉塞せざる様注意し、つゝ、左右を相交換し、以
 て哺乳せしむへ、都て小兒は少時間哺乳し、暫
 時休息するの、後ち再び哺乳を始むるか、故に短
 くとも三十分時間は乳頭を含ませ置くを可と

す、然れども睡眠中に乳頭を含ませ置くは不良
 あり、又哺乳の初めには清潔なる温湯又は砂糖
 水にて乳頭を清拭し、若く哺乳を得ざるものは
 僅かに下顎を壓下し、強て乳頭を含ましめ、同時
 に少量の砂糖水を流し込み、嚙下するに至れ
 ば、大抵能く哺乳を營むものあり、又乳頭の短く、
 或は却つて陥没したる等の者に在りては、妊娠
 中より軽度にて牽引して其延長を謀るべし、而
 て哺乳時間は最初は毎二時間後には毎三時間
 にして足り、夜間は可成哺乳数を減し、遂には母
 兒両休とも安眠を得るに至らしむべし、又長時

間乳汁の分泌せざるものは、酒精又は日本酒等
 にて、乳頭を數回清潔に拭ふべし、
 産褥中は安靜に臥床にあり、身体并に精神の
 感動を避け、一週乃至十日間は便器を用ひて大
 小便を排泄せしめ、決して上圍し及ひ起立せし
 む可らず、且つ婦人は産褥汗を出し、常に身体濕
 潤し、從ふて不潔とあるか故に、可成布片にて清
 拭し、室内の温度は列氏十五六度とし、毎日清潔
 温暖なる衣服と更換するを良しとす、殊に衣服
 更換は午前中を良しとす、之れ午後は殊に強く
 婦人の亢奮すると、且つ發汗の多きに依り寒胃

に罹り易きを以てあり、右の如く産褥中は常に
 發汗し、従ふて皮膚の知覺并に精神感動過敏
 るか故に注意して寒胃を防かざるべからず、從
 ふて衣服交換の際には室内の温度は平時より
 一二度高からしむべし、惡露は屢々二三日間血
 色にして時に腹痛あることあり、次て淡紅色と
 あり、一種固有の血生臭き臭氣あり、五六日を經
 て漸々腿色し遂に白色粘調液とある、都て子宮
 收縮完全なるときは八九日にして惡露は全く
 止むものなり、産褥中は殊に注意して陰部を清
 潔にし、不潔物に觸れしむることなく、食物に注

産褥中の養生法

産褥一週
 間内は毎
 日三回宛
 必ず体温
 を檢せざ
 るべから
 ず

意し其經過中、毫も他に異常なきときは、醫師の
 許可を得、産後一週日にして座位を取り、二週日
 にして僅かに室内の運動を營み、三週日にして
 初めて室外の運動をあり、大小便の通利に注意
 せざるべからず、以下順次之れを細論すべし、

第二章 産褥中の養生法

第一 産褥一週間内は毎日三回宛必ず体温を
 檢せざるべからず、

分娩直後は婦人は疲勞して睡眠に依り、極
 めて靜肅を守り、強き光りを室内に置くこと
 なく、心きゝたる婦人又は看護婦は常に其側ら

○産褥一週間は毎日三回宛必ず体温を檢せざるべからず九十八

に在りて都ての有様に注意し、時々静かに手を入て陰部を檢し、出血のあるや否やを檢べ、午前六時、正午十二時、并に午後六時の三回檢温するを要す、即ち普通の攝氏檢温器を取り、醫師并に助産婦指揮の元に充分水銀を下降し、め、能く乾きたる布片にて腋窩に於ける汗汁又は脂油を充分拭去い、然る後檢温器の水銀部を腋窩に挟み、上膊を側胸部に附け十分乃至十五分時間安置し、後ち取り出して熱度を檢すべし、而して其温度は一々之れを白紙に記載して、醫師の來診ある度毎に之れを示すべし、産褥中陰部を不

産褥中衣
服は清潔
にして毎
日之を更
換するを
可とす

○産褥中衣服は清潔にして毎日之を更換するを可とす

潔となすときは、其か爲めに往々熱發して恐るべき産褥熱を起し、屢々母体の生命を奪ふことあるに由る、故に産後はあるべく陰部を清潔にし、若し僅微にても惡寒發熱あり加ふるに腹痛等ある際には、寸時も猶豫せずして急速に醫治を乞はざるべからず、若し其儘に放置ときは、如何ともかすこと能はざるに至る、能く注意すべきことあり

第二 産褥中衣服は清潔にして毎日之れを更換するを可とす

分娩を營み、直後は婦人は其が疲勞の爲め

○産褥中衣服は清潔にして毎日之を更換するを可とす

百

食慾少かきを以て、出産時に當り羊水、血液等の爲めに汚染れ、布片等を除き、清潔にかゝたる後は、少時間休息せしめ、然る後、清潔にして温暖ある衣服と更換へしむるを良くとす、其後と難も毎日一回宛、衣服の更換を必ず可とす、而して其質は温暖、緩鬆にして清潔なるもの、例之は「フラネル」等の如きものを可とす、而して襦衣は殊に注意して温暖にして、且つ清潔なる者を着せしめざるべからず、而して、其際に於ける室内の温度は、列氏十七八度とあり、能く乾燥きたる手拭にて充分身体を清拭したる後、兼て温め置

○産褥中衣服は清潔にして毎日之を更換するを可とす

百一

きたる襦衣を着せしむべし、其他乳房は殊に注意して清潔、且つ温暖に保護、硬固ある衣服にて摩擦、并に爾他の外物の爲め損傷せしむる等の事ある可らず、之れ乳房は産褥中能く炎症性疾患を起すことあればあり、而して衣服更換の際には、先づ上方に向ふたる側の四肢を脱し、新衣と更換へ、次て褥婦の身体を反対側に轉すると同時に、新衣を牽引し、全く舊衣を脱くべし、此際褥床の濕潤又は汚染あるときは、新たに一の温暖ある褥床を造り、推擧して褥婦を之れに移すべし、而して衣服并に蒲團の寒冷きもの、或は菲薄

○産褥中陰部は極めて清潔に保たざる可らず

産褥中陰部は極めて清潔に保たざる可らず

に過くるときは勿論害ありと雖ども亦厚きに失し餘り温暖に過くるとは宜しからず注意して其中様を得せしむへし其他室内には充全の換氣法を施し静かにして中等の光線を導き多人數の喋々談話するは殊に宜しからず謹むべし第三産褥中陰部は極めて清潔に保たざる可らず
都て分娩後に在りては例之ひ眼の見るべき所毫も損傷あしとするも子宮内にありては胎盤剝離部に於て一大創面を有し膣管其他外陰部に於ても小擦損傷は必ず免かるへからざる

○産褥中陰部は極めて清潔に保たざる可らず

所あるを以て妊娠中并に分娩時に比するに一層嚴重なる清潔法を行はざるべからず若し不潔くあるときは産褥熱を發して高度の熱發を來し遂には死亡するに至るものなり又分娩後絶て損傷の存することなく都ての處置に於て毫も不潔く失せし哉の疑ひなく助産婦に於て完全なる正規の處置勿論防腐消毒法を守りし際は只外陰部の清潔法に止め別に膣管の洗滌を要せずと雖ども損傷等の存する際には常に膣管の洗滌を施すを以て可なりとす而して外陰部は五十倍の微温石炭酸水或は百倍の「リゾ

○産褥中陰部は極めて清潔に保たざる可らず

ル水又は清潔なる温湯を用ひて毎日二三回
宛洗滌し充分清拭ひたる後消毒瓦世に脱脂綿
花を包みたる者を外陰部に當て丁字帯を施し
悪露の汚染たるときは直ちに新鮮き布片と
交換ゆべし又不幸にして損傷あるときは直ち
に醫師の診察を乞ひ其指揮に従つて早時之れ
が治療法を施さざるべからず從來我國に於け
る助産婦の唱へし如く分娩時には必ず陰部に
損傷すべき者は決して非らずして熟練れた
る助産婦は種々の困難なる分娩に逢ふも絶て
陰部に損傷せしむる等のことなり實に分娩後

分娩後は必ず腹帯を施さざる可らず

苦腦の大部は助産婦の手にあるを以て能く
注意して撰定むべきなり又己に損傷を受けた
る際に於て毫も治療を施すことなく其儘に放
置ときは爲めに種々の疾病を起すに由り早時
醫師の診察を乞ひ適當の處置を行ふべし
第四 分娩後は必ず腹帯を施さざる可らず
分娩後腹壁は俄かに其内容の減退する爲め
非常に弛緩あると且つ子宮は勿論其他都て妊
娠中に於て變化を受けたる諸多全身状態の全
く舊に復するの間は必ず腹帯を用ゆべし即ち
前編妊娠篇腹帯の條下に記載たる如き恩師緒

○分娩後は必ず腹帯を施さざる可らず

○産褥中は神身共に極めて安静に保たざる可らず

産褥中は

神身共に

極めて安

静に保た

ざる可ら

す

産褥中は

常に注意

して大小

便を排泄

せしめざ

る可らず

方正清先生の考按に於ける者或は單純なる木綿の腹帯を用ひ決して從來我國に慣用せし如き紐條とあつたる布片を以て強く腹部を絞窄すへからず

第五 産褥中は神身共に極めて安静に保たざるへからず

褥婦は生殖器の劇變を受け且つ血液を失ひ平時に比するに一層諸他の刺戟に感動せられ易きを以て極めて神身の安静を守らざるへからず

第六 産褥中は常に注意して大小便を排泄せ

しめざる可らず

分娩後三日間を経て便通あきときは直に醫師に乞ふて下劑を服せしむるか或は浣腸法を施し排便さしむるを可とす又尿排泄は分娩直後一時尿閉症の傾きを有するを以て分娩後十二時間を経て排泄さざる者は「コンニヤク」又は温湯等にて下腹部を温包し猶功なきときは前條記載せし方法に依り「カテーテル」にて排尿さしむべし之れ大小便の鬱積たるときは子宮變化の舊態に復するを妨げ永く出血する等の害あるを以てあり

○産褥中は常に注意して大小便を排泄せしめざる可らず

産褥中食物は消化し易く滋養に富む者
を與ふべし

○産褥中食物は消化し易く滋養に富む者
を與ふべし 百八

第七。産褥中食物は消化し易く滋養に富む者
を與ふべし

分娩を營み、直後に於ては食欲稍や不振なるを以て強てす、むることかく婦人の意向に任じ稀薄き赤酒、粥汁、鶏卵、牛乳等を與へ、分娩の翌日よりは、ろつぷ、茶、珈琲、柔軟なる肉類、米飯等を取ら、め、第四日目より徐々に固形食を取り、第二乃至三週日に於て常食に復すべし、又哺乳せしめざる婦人は授乳する婦人に比して最初十日間は少く食物の量を減すべし、又衰弱せし婦人に在りては二三週の後より少量宛の

酒類を取るを可とす

第四編 嬰兒

第一章 初生兒の狀態

初生兒の狀態

妊娠十ヶ月を経て分娩れたる初生兒は、通常身長一尺六寸五分、重量六乃至八磅を有し、皮膚は薔薇色にして全身肥満り、一種愛すべき有様を呈し大聲を發して啼泣し、手足の運動活潑にして能く哺乳し、又能く大小便を排泄するものなり、而して分娩後は殆んど終日睡眠り、二時乃至

○初生兒の狀態

○初生児の状態

三時間毎に啼泣して空腹を訴へ、哺乳を求め飽
 けは再び睡眠り二三日を経れば大に哺乳量を
 増し、毎二時間に哺乳のむに至る尿は分娩後直
 ちに排泄し、其數日々十四回乃至十六回に至る、
 大便も亦一二時間乃至八九時間の後排泄し、生
 後三日間は胎児便と稱して、黒色を帯ふる便を
 洩すも漸々黄色とあり、最初一週間は平均日々
 三四回、後には毎日二回宛排便す、臍帯は四乃至
 六日或は九日稀に十二日にして脱落の又分娩
 後二三日を経て皮膚は少く黄色に變するも
 のあるも別に意に介くるに足らず其儘に放置

初生児營
 養法 初
 生児は毎
 日入浴せ
 しむべし

○初生児營養法

くときは自然に消散せるものあり、齒牙は上
 下二十枝にして、生後五ヶ月より其發生を始め、
 二ケ年餘りを経て漸く完全するものあり、又満
 二ヶ月を経るときは漸く光線を追ふて廻顧く
 に至り、三ヶ月にして頭骨の動搖停止り六ヶ
 月にして匍匐一ケ年乃至一ケ年半にして歩
 行を始む又五ヶ月前は唾液に消化の作用なき
 により單に乳汁のみを與へ決して他の食物を
 與ふへからず、

第二章 初生児 營養法

第一 初生児は毎日入浴せしむべし、

○初生児は毎日入浴せしむべし

百十二

初生児をして適度に入浴せしむるは大に其發育を催進するものあり故に日々一回宛温浴を取らしむるを可とす而して眼は決して浴湯并に身体を拭ひし布片例之は手拭等に觸れしむることかく更に柔軟なる布片を取り清潔なる微温湯に浸し極めて丁寧に外眦より内眦に向ふて淨拭をくを要す又浴湯は常に檢温器を用いて加減し華氏九十五度の温とあすべし若し高きに失するときは痙攣等を起すものあり都て身体は卵黄、オレフ油、石鹼等にて清潔に洗滌し浴前には常に清潔なる着替等を整頓へ置

初生児の衣服は注意して之を作らざる可らず

○初生児の衣服は注意して之を作らざる可らず

百十三

くべし又哺乳後直ちに入浴せしむることかく凡う半時間の後を可とす又頭部も宜しく清潔に洗ひ温かにして能く乾燥さしめたる湯あげ(天ある西洋手拭を可とす)を以て充分に皮膚を拭ひ臍縋帯を施し柔軟なる布片に清水を浸したる者を以て口内を拭清うべし
第二○初生児の衣服は注意して之れを作らざるべからす初生児の衣服は注意して交換へ得るに便利ならしめ且寛く帯を施すを可とす其品質は元より其か父母の貪富に應じ差異あるべしと雖も清淨なる「フランチル」若しくは木綿類

を以て造るべし不潔なる古着并に絹布類を用ゆるは衛生上甚た宜しからず而して豫め二三枚新調し置き交番に洗濯するを可とす又襦袢は三角形に製するを佳とす即ち其廣き基底の部を臀下に布き其兩端を前方にて結び尖端は股間を過ぎて結合部の下に挿置くべし此によりて汚染たるに際し交換ゆるに甚た便利ありとす又小児は大小便を洩し不潔となるときは常に啼泣するか故に能く襦袢を換へて之を更換へ不潔部は能く之を洗淨し殊に股間等皺襞多き部は糜爛を豫防するか爲め能く拭清

初生児の看護は充分ならしめざる可らず

第三。初生児の看護は充分ならしめざる可らず

初生児は分娩後八日乃至十四日間は温暖なる室内に安臥さしむるを可とす殊に薄弱ある小児に於ては一層注意すべし温暖の候に於ては分娩後九日の後を以て寒冷の季節に於ては八乃至十二週の後温暖和の日を撰ひ試むるを可とす本邦に於ては分娩後一ヶ月を経て宮参りと稱し氣候の寒暖に關係なく外出するを常とす之れ大に不良にして往々寒冒等に罹り時

○初生兒の看護は充分ならしめざる可らず

に大害を來すものあり又小兒を懷き忘りに動
搖く又は搖籃中に臥せしむるは不可あり之れ
小兒は容易に是れに習慣て動搖さざれば絶て
睡眠らざるに至る又小兒は常に安靜に看護し
喧噪を避け驚愕畏懼せしむるは甚た害あり又
小兒の啼泣とときに際し遠く之れを鎮めんと
急劇に動揺する等は害あり其他小兒の体重
は時々之れを計測べて發育の状態を檢し以て
生母乳汁の小兒に適するや否やを定むへく又
小兒の衣類にして大小便の爲めに汚染たると
きは晝夜に限らず毎回新清ある者と更換へ常

小兒を營
養するに
生母の乳
汁を以て
する法

に小兒の身体を乾燥たる有様に保持ち汚染た
る衣類は速かに之れを洗淨ふべし尙同一人に
して母体并に小兒を看護せんとするものは必
す小兒を先きに然る后母体を取扱ふべし

第二章

小兒と營養するに生母の

乳汁を以てする法

都て小兒を養育するに生母の乳汁を以て最
も良しとす然るときは小兒は健康にして下痢
又は嘔吐等の如き腸胃症を起すことかく且つ
速かに成長し母体に於ても亦子宮は哺乳せし
めざる婦人に比して速かに收縮み惡露を漏す

○小兒を營養するに生母の乳汁を以てする法

の時間短かく従つて子宮出血又は子宮弛緩并に其他種々の疾病に犯さるゝこと少なき者なり然るに從來富貴の徒は往々乳母を雇ひて之れに一任をくを以て小兒は其營養適合せず爲めに虚弱とあり一生涯の苦惱の種子を蒔き或は幸に體質に適するも小兒は慈母の手に於ける如き完全の保護を受くること能はず知らず種々の障害を残すものあり故に醫師の哺乳を禁せし者は萬止むを得ずと雖も爾他の場合於ては宜しく自己に授乳ゆべし即小兒の娩出するや俗間に用ゆる如く砂糖水或ハ茶

等を與ふることなく母体の睡眠を催し醒覺后大に疲勞の快復したる時直ちに乳房に接せしむべし又俗間に於て使用するマクリ黃連劑五香湯其他種々の胎毒下しと稱する者は極めて不良にして障害こそあれ毫も益なき者あり故に胎毒下しと稱する諸他の賣藥は斷然之れを廢し直ちに母体の乳汁を與ふるを可とす初めて分泌する乳汁ハ下痢の功に兼て營養分を含み小兒の養ひに此上なき良品なり世人の新乳(劇乳と誤解)として與へざるは全く天理に反する者にして極めて不良なる者あり又乳汁ハ初

○小兒に乳を飲ましむるの法

め稀薄あるも小兒の成長に伴ふて漸々濃厚と
あり以て發育ちつゝある小兒を完全に營養う
へき様造らるゝ者なり

第一○小兒に乳を飲ましむるの法

兒をして哺乳せしむるに當りては先づ母兒
共に頭部を高くし半臥の位置を取り乳房に依
り小兒の鼻口を閉塞がさる様注意し而して凡
そ半時間乳房に接せしめ哺乳後は清水に潤せ
る布片を以て小兒の口内を清拭め乳房は別に
哺乳前後に於て清水に浸せる布片にて拭ふべ
し若く不潔とあすときは驚口瘡等を發す已に

小兒に乳
汁を飲ま
しむるの
法

哺乳せ終らば別床中に置き側臥の位置に安ん
ずるを可とす之れ屢々吐出する少量の乳汁の
喉頭内に侵入るを防ぐものあり又小兒は襦
袢等の不潔くある際常に啼泣なるを以て毎啼
泣時に必ず空腹と思慮へて乳汁を與ふること
かく時々大小便排泄の有無を檢すべし而して
初めは毎二時間後には毎三時間毎に哺乳せし
め夜間は五六時間授乳せしめて安眠り得べき
様習慣せしむへし此の如くして生母の乳汁眞
に小兒に適する時ハ小兒の皮膚は緊張り皺襞
消失り漸次休量増加する者あり然れども生

○小兒に乳を飲ましむるの法

○哺乳を禁すべき場合

哺乳を禁
すべき場
合

母の乳汁全く分泌せざるか、或は少量あるとき、
 或は疾病等の爲授乳し得ざる時、牛乳に温湯
 并に砂糖液を混ぜ適度に稀薄て與ふべし、
 第二○哺乳を禁すべき場合、
 前條に述べし如く、小兒を養育するには、母乳に勝
 れる者なくとも、雖も亦自ら乳養せ得ざる場合あ
 り、即ち左の如く、
 一 乳汁分泌の乏しきもの、
 二 母体の虚弱又は貧血甚しきもの、
 三 乳房の發育不全又は創傷等ありて痂皮の
 附着せる者、

乳母の撰
び方

○乳母の撰び方

四 再び妊娠せるもの、
 五 久しく熱性病殊に窒扶斯、産褥熱等を患ふ
 るもの、
 六 痙攣性の病例之は癲癇、精神病、并に結核、癩
 病等の遺傳あるもの、
 此等の場合に於ては、宜しく醫師の診斷を乞ひ、
 哺乳を廢し、之れに代ゆるに乳母、又ハ牛乳等の
 如き、人工營養法を取らしめざる可らず、以下順
 次之れを記載すべし、
 其一○乳母の撰ひ方
 生母自ら小兒を乳養い得ざる者は、分娩前二三

週に於て豫め乳母を求め、醫師に請ふて體質并に遺傳病、傳染病等の有無、乳汁の良否、及び乳母の生兒をも、合せて診察を受け、適否を定むるを可とす。乳母は行狀正しく健康にして、自家の分娩せる月より余り大差なく、年齢二十歳以上、三十五歳以下にして、容貌醜くならず、都て健康の有様を呈し、乳房固く、縮り、恰も腋を伏せたるか如く、乳頭短くして、いかも大ならず、小兒の哺乳たる後、雖とも、乳房を壓ゆれば、乳汁線狀に射出し、哺乳後二時間を経れば、再ひ充實する者を可とす。之れに反するものは、皆不良にして、梅毒、

牛乳并に
コンデン
スミルク
を以て小
兒を養育
するの法

○牛乳并に「コンデンスミルク」を以て小兒を養育するの法 百二十五

結核、不具、癩病、癩病、大酒家等ハ決して雇ふべからず。此等は平常人の鑑定し得ざる所なるを以て、小兒に哺乳せしめざるの前、必ず醫師に詳細なる検査を受けざる可らず。又乳母ハ都會の人より田舎の婦人を良とし、小兒は一人を限り、同時に二人を養育す可らず。小兒は夜間乳母と同衾せしむるは不可あり。

其二。牛乳并に「コンデンスミルク」を以て小兒を養育するの法

多くの營養品中、最も人乳に近きものを、驢馬の乳、并に山羊の乳とするも、此等は皆得易からざ

ると、且つ非常に高價なるを以て實際上牛乳を用ゆるを常とす又田舎等にして牛乳を得ること能はざる所に於ては主に「コンデンスミルク」を代用するを以て、今此二者に就き、單簡に其用法を説述す、

牛乳

一牛乳 其成分大に人乳と異なるを以て適當に稀薄め且つ適當の砂糖を加はざる可らず、即ち下表に示す如く、第一ヶ月殊に最初の一週間、ハ牛乳一合に水四合、其後は牛乳一合に水三合、第二ヶ月并に三ヶ月ハ牛乳一合に水二合、第四五の両ヶ月ハ牛乳一合に水一合、第六ヶ月より以

| | | | | | |
|---------|------|-----|---|----|---|
| 第一ヶ月 | 第一週間 | 全牛乳 | 一 | 全水 | 四 |
| 第二乃至三ヶ月 | 其後 | 全 | 一 | 全 | 二 |
| 第四乃至五ヶ月 | | 全 | 一 | 全 | 一 |
| 第六ヶ月以后 | | 純牛乳 | 全 | 全 | 〇 |

後は純牛乳を與ふべし、又甘味を附くる爲め、一合の乳汁中に中等の匙に一杯の砂糖を水に溶かし、煮たる液を加ふべし、又一日間の攝取量は、最初一ヶ月間は純乳一合、二ヶ月ハ二合とあすも、此等ハ皆表準に過ぎざる者にして、小兒の健康状態に従ふて宜しく加減せざるへからず、

○牛乳

百二十八

又牛乳は時として結核黴菌の如き、危険の病毒を含有し、且つ運搬の際種々の不潔物の混入するが故に、毎回必ず煮沸を良とす、即ち前以て法に如く水及砂糖を混入し、硝子壺中に入れ十五分乃至三十分間沸騰せしむるの後、消毒綿花又は護謨等にて硬く密栓して貯へ、哺乳時に其儘火上、或は湯中に於て攝氏三十六度に温め、然る後吸子を附して與ふべし、又牛乳の時に於て其品質不良となり、下痢等を起すを以て、充分注意せざるべからず、コンデンスミルクは牛乳に糖を加へ煮沸せて濃厚なしたる者にして、往々腸胃

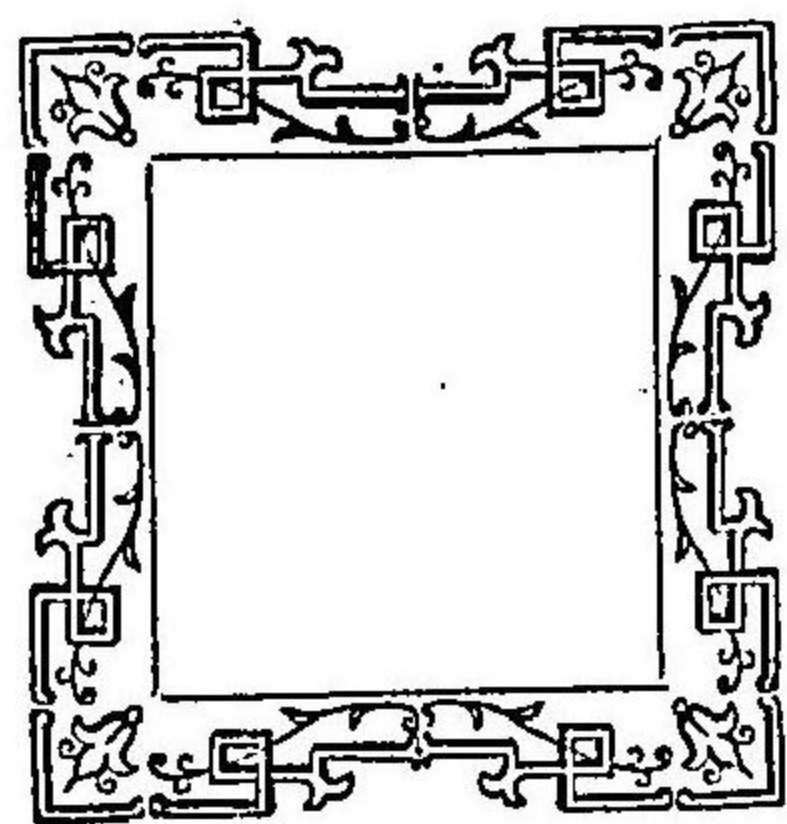
を害し、又腐敗するを以て牛乳を得難き場合にのみ用ゆべき者にして、第一ヶ月中は凡そ二十倍に稀薄て與ふべし、右の如くなるを以て、止を得ざるに非らざるより、常に生母の乳汁を與へ、可成人工營養に依らざるを可とす、

姫の薔薇園終

百二十九

明治三十一年一月卅一日印刷
明治三十一年二月三日發行

版權登錄



著作
發行者兼

印刷者

發行所

賣捌所

同

印刷所

福井 繁子

大阪市東區今橋三丁目三番邸寄留

松本 貞三

大阪市東區本町二丁目三十番邸
大阪國文社社員

緒方病院助産婦學會

大阪市東區今橋三丁目三番邸

丸善株式會社書店

東京市日本橋區通三丁目十四番邸

全出張所

大阪市東區心齋橋筋北久寶寺町
四丁目

株式會社 大阪國文社

大阪市東區本町二丁目三十番邸

正價金四十錢

●適々齊藏版書目

◎産婆の讀むべき書 (全書五冊)

獨逸 ドクトル ヲボルト氏 共著

日本 ドクトル ヲボルト氏 共著

緒方正清先生 校補

二川鏡男先生 譯述

日本 産科婦科 二川鏡男先生 譯述

助産學

●本書ハ歐洲ニ於テ最モ行ハレ且ツ我國産科婦人科ノ大家タル緒方正清先生ノ校補ナリ
 且ツ記憶ニ便ナリ實ニ産婆諸姉ノ必讀スヘキ良著ナリ

下クトル 緒方正清先生 譯

産科圖解

●本書ハ通常産ヨリ異常産ニ至ルマテ尽ク精密ナル圖ヲ以テ説明セシモノニシテ
 産婆タルモ助産學ヲ讀ミ産科圖解ヲ參照スルニ於テ如何ナル難産ト雖モ一
 目瞭然タルセリナリ

(上下貳冊)

上卷再版精巧插圖九十八個

正價金七十五錢

下卷精圖百五個正價金五十錢

郵税金四錢

産科學

緒方正清 高橋辰五郎 兩先生纂著 (全六冊)
紙數一千二百八十八頁
插圖百五十三個
正價金三圓八十錢
郵稅各冊金四錢乃至六錢

本書ハ最新最良ノ産科學ニシテ産科醫ハ勿論産婆ニテモ妊娠分娩産婦生理ノ温
奥ヲ究メシムル欲スルモノハ第一第二第三ノ巻ヲ見ヨ

◎婦人科醫の必讀書

婦人科手術學

緒方正清先生 高橋辰五郎先生 共譯
紙數八百六十八頁
插圖二百三十一個
正價金三圓八十錢
郵稅金十二錢

婦人科診斷學

緒方正清先生 著
紙數二百三十一頁
正價金一圓三十錢
郵稅金十二錢

治療新論

緒方正清先生 著
紙數二百三十一頁
正價金三十錢
郵送料金四錢

◎産婆の讀むべき雑誌

助産の栞

郵税 各冊金 五厘
通常會員 一ケ年 金一圓貳拾錢
遠隔會員 一ケ年 金一圓

第二十號一月發兌

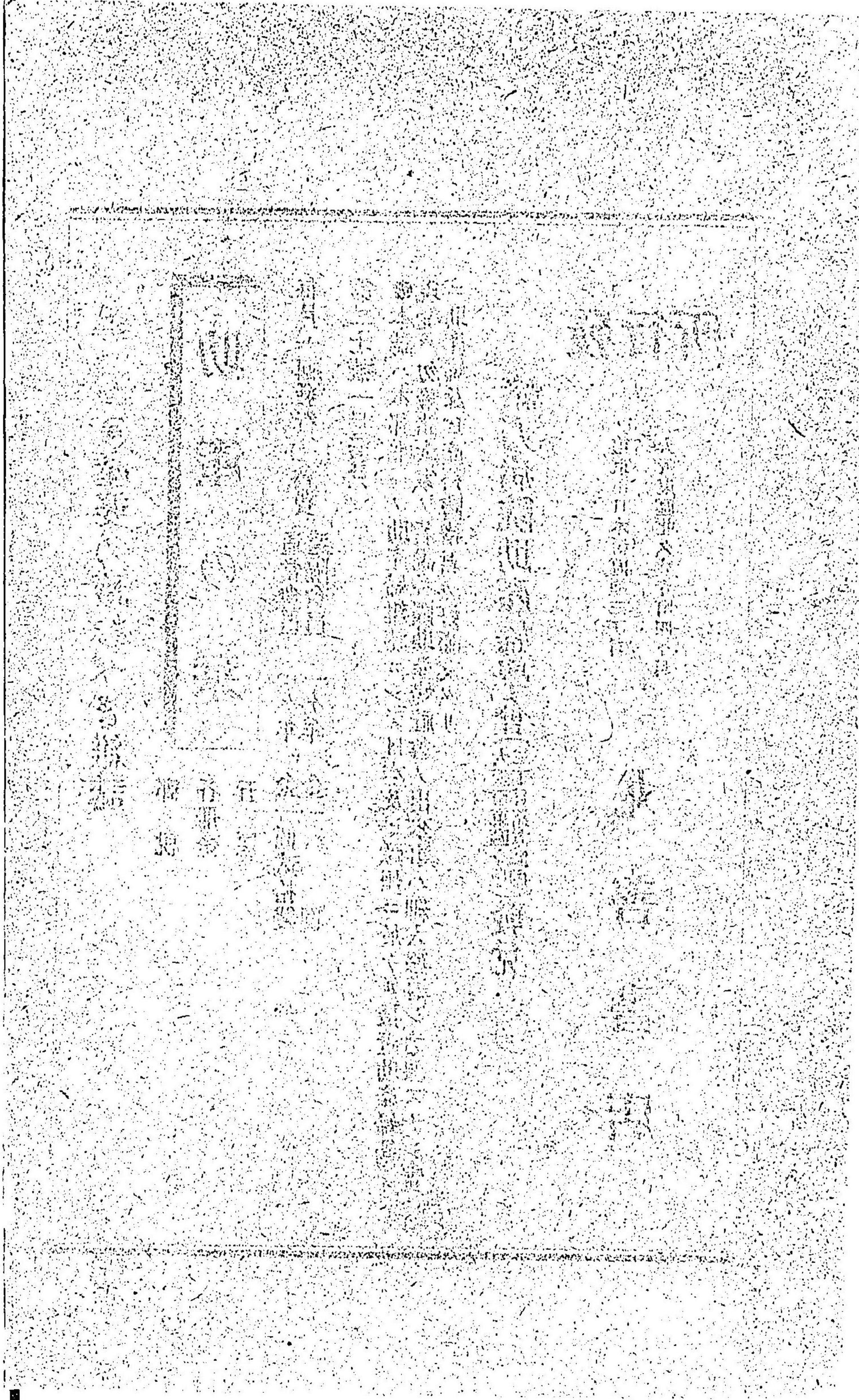
●本誌ハ本邦唯一ノ助産婦雜誌ニシテ日本及ビ歐洲ニ於ケル最近助産婦術ノ
現況ハ勿論諸大家ノ名説各國助産婦社會ノ出來事ハ細大報導シテ洩スナシ實
ニ助産婦及ビ産科醫諸君ノ好師友タリ

緒方病院助産婦學會 (大阪市東區今橋三丁目緒方邸内) 發兌

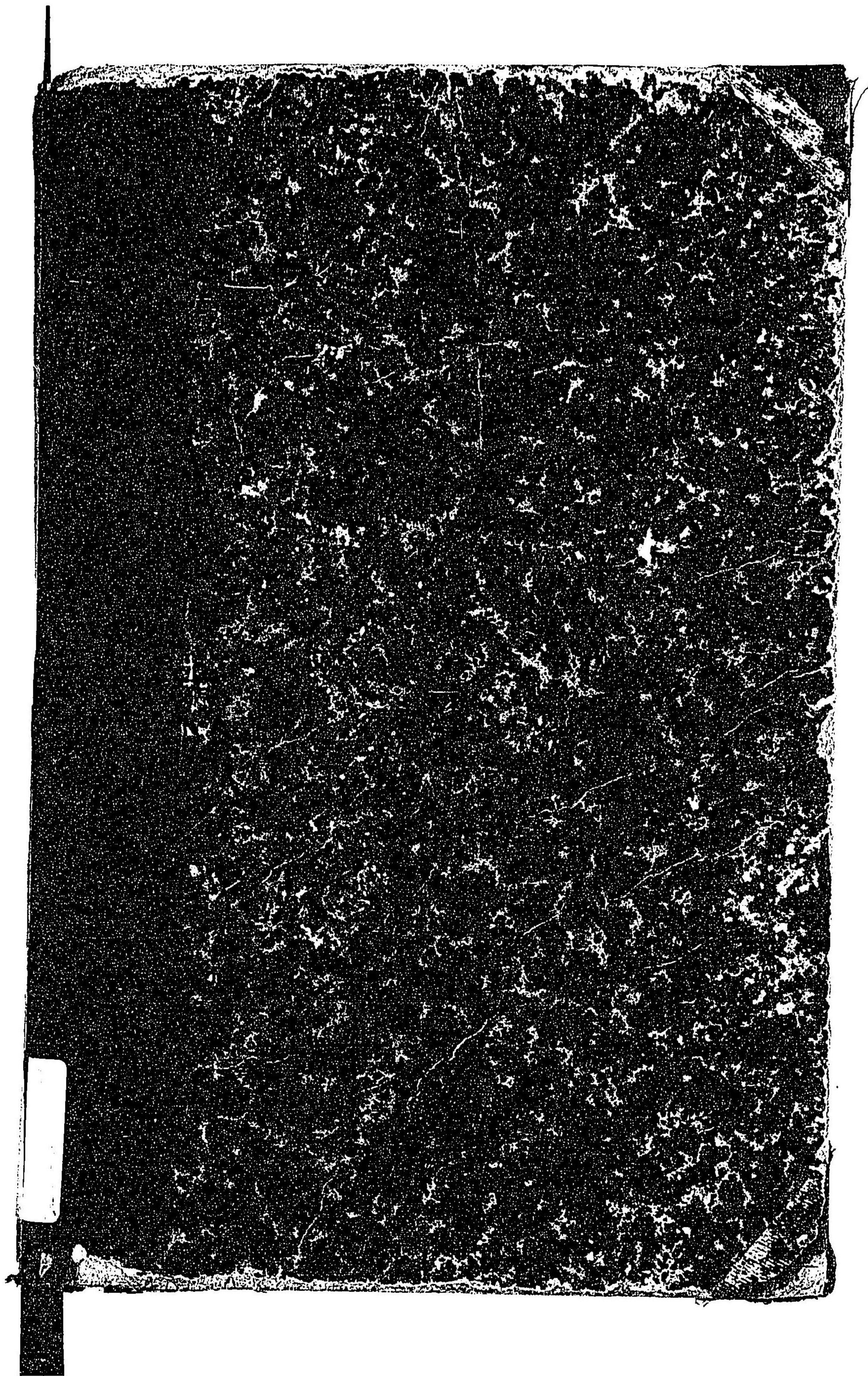
發行所

東京市日本橋區通三丁目
大阪東區北久寶寺町四丁目

丸善書店



| |
|----|
| 56 |
| 27 |



56
27

Ⓜ

妊婦の薔薇園
助産婦會藏版
全

福井 繁 著

059949-000-0

56-27

妊婦の薔薇園

福井 繁 / 著

M3 1

CBI-0214

